

新制 女子教育學

文士入澤宗壽著

東京開成館藏版

375.9
Ir9
資料室

教科
4
20

40789

教科書文庫

| |
|----------------|
| 4 |
| 370 |
| 42-1924 |
| 20000 53590 |

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

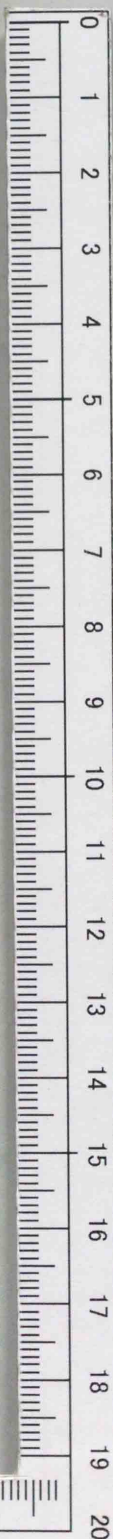


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



文部省檢定
高等女子學校教育科用

大正三十一年十二月二十二日

教科書文庫

4

370

42-1924

2000053590

資料室

3759
I-9

新制 女子教育學

東京帝國大學助教授

文學士

入澤宗壽

著



広島大学図書

2000053590



東京開成館藏版



修正に際して

曩に本書の公にせらるゝや、幸にして江湖の好評を博し、同時に幾多の忠告を興へられたるは、著者の光榮とする所なり。著者は此等の忠告に基づき、全巻を口語文に改むると共に、幾多の改善を加へて修正せり。内外多事の今日に於て、教育・風教の基礎たる女子の任務は極めて重且大なり。随つて本書の使命もまた重きを加へたるを自覺す。なほ不備の點について忠告を賜はらんことを望んで止まざるなり。

大正十三年三月

著者識す

凡 例

一、本書は高等女學校及び同程度の女學校に於ける教育科の教科書に充てんがために編纂したるものにして、幼兒の發達及びその教育法を説明し、家庭教育に關する理會を與ふるとともに、學校教育及び社會教育に關する一般の理會をも與へて、教育の効果を知らしめんことを期せり。

一、本書の主眼とするところは、兒童教養に關する理會とともにその興味を起さしめんとするにあり。故に無趣味なる事實の羅列を避けて、兒童精神の活潑なる發達と、輓近に於ける教育施設の情勢とを叙述するに意を致せり。

一、本書の教材は理科(生理衛生)及び家事科のそれと重複せざるやう努めたれば、教授の際にはこれらの學科に於て既に學び

し知識を想起せしめて、互に連絡せしめんことを要す。

一、本書は、心理學に關する知識はこれを系統とせずして、幼兒の發達の叙述中に併せ説けり。學習の際時々注意を加ふるとともに、學習の後、心理學一般の立場よりこれを綜合せしむれば、有益なる練習となるべし。本書をノートとして自由に運用指導せられんことは、著者の希望して已まざる所なり。

大正十年十月

著者識す

新女子教育學

目次

第一編 緒論

| | | |
|-----|-----------|----|
| 第一章 | 教育の意義及び目的 | 一 |
| 第一節 | 女子と教育學 | 一 |
| 第二節 | 教育の意義及び目的 | 三 |
| 第二章 | 教育の必要と効果 | 五 |
| 第一節 | 教育の必要 | 五 |
| 第二節 | 教育の効果 | 七 |
| 第三章 | 教育の種類 | 一〇 |

| | | |
|-----|---------|----|
| 第一節 | 教育作用の區分 | 一〇 |
| 第二節 | 教育時期の區分 | 一一 |
| 第三節 | 教育の場所 | 一二 |

第二編 家庭教育(上)——乳兒期及び幼兒期

| | | |
|-----|-------|----|
| 第一章 | 家庭と教育 | 一三 |
|-----|-------|----|

| | | |
|-----|---------|----|
| 第一節 | 家庭の意義 | 一三 |
| 第二節 | 家庭教育の任務 | 一四 |

| | | |
|-----|-------|----|
| 第二章 | 乳兒の教育 | 一九 |
|-----|-------|----|

| | | |
|-----|-----------|----|
| 第一節 | 乳兒期に於ける發達 | 一九 |
| 第二節 | 乳兒期に於ける教育 | 二五 |

| | | |
|-----|---------|----|
| 第三章 | 幼兒前期の教育 | 二六 |
|-----|---------|----|

| | | |
|-----|------------|----|
| 第一節 | 幼兒前期に於ける發達 | 二六 |
| 第二節 | 幼兒前期に於ける教育 | 二八 |

| | | |
|-----|---------|----|
| 第四章 | 幼兒後期の教育 | 三七 |
|-----|---------|----|

| | | |
|-----|------------|----|
| 第一節 | 幼兒後期に於ける發達 | 三七 |
| 第二節 | 幼兒後期に於ける教育 | 四四 |

第三編 幼稚園教育

| | | |
|-----|--------|----|
| 第一章 | 幼稚園の性質 | 五二 |
|-----|--------|----|

| | | |
|-----|--------|----|
| 第一節 | 幼稚園の起源 | 五二 |
| 第二節 | 幼稚園の必要 | 五三 |

| | | |
|-----|--------|----|
| 第二章 | 幼稚園の種類 | 五四 |
|-----|--------|----|

| | | |
|-----|--------------|----|
| 第一節 | 一般幼稚園及び家庭幼稚園 | 五四 |
| 第二節 | 幼兒預り所 | 五七 |
| 第三節 | 幼兒學校 | 五七 |

| | | |
|-----|--------------|----|
| 第三章 | 幼稚園教育の目的及び方法 | 五八 |
|-----|--------------|----|

| | | |
|-----|-------|----|
| 第一節 | 保育の目的 | 五八 |
|-----|-------|----|

第二節 保育の方法……………六〇

第三節 幼稚園の設備……………六四

第四編 家庭教育(下)——兒童期

第一章 兒童期に於ける發達……………七〇

第二章 兒童期に於ける教育……………七一

第三章 品性と個性……………七三

第一節 品性……………七四

第二節 個性……………八〇

第五編 學校教育

第一章 小學校の教育……………八六

第一節 就學義務……………八六

第二節 小學校教育の目的……………八六

第二章 養護……………九〇

第一節 養護の目的……………九〇

第二節 養護の方法……………九一

第三章 教授……………九四

第一節 教授の意義及び目的……………九四

第二節 教材の選擇……………九七

第三節 教材の排列及び統合……………一〇〇

第四節 教授の段階及び様式……………一〇五

第五節 教授と自己活動……………一二三

第六節 教授と個性……………一二七

第四章 訓練……………一二八

第一節 訓練の意義及び目的……………一二八

第二節 學校生活と訓練……………一二九

第三節 訓練の方針……………一三三

| | | |
|-----------------|-------------|-----|
| 第四節 | 訓練の手段 | 一四五 |
| 第五節 | 訓練と教育者 | 一三一 |
| 第五章 | 学校の種類 | 一三三 |
| 第一節 | 各種の學校 | 一三三 |
| 第二節 | 普通教育 | 一三四 |
| 第三節 | 専門教育 | 一三五 |
| 第四節 | 特殊教育 | 一三七 |
| 第六編 社會教育 | | |
| 第一章 | 家庭・學校・社會の關係 | 一四三 |
| 第一節 | 家庭と學校 | 一四三 |
| 第二節 | 學校と社會 | 一四四 |
| 第二章 | 社會教育の性質 | 一四九 |
| 第三章 | 社會教育の施設 | 一四九 |

附 録

| | | |
|-----|-----------|-----|
| 第一節 | 知 育 | 一四九 |
| 第二節 | 徳 育 | 一五一 |
| 第三節 | 體 育 | 一五二 |
| 一 | 兒童身體の發達 | |
| 二 | 小學教育關係法規抄 | |

目次終

新制女子教育學

第一編 緒論

第一章 教育の意義及び目的

第一節 女子と教育學

一、女子の務 女子が世に立つて盡すべき務は極めて多いが、母として子を教育するのはその天職で、實に大切な務である。古から功を樹て名を貽した人は、皆母の庭訓の宜しかつたのによつたのである。かの孟子の母に於ける、ワシントンの母に於けるやうな例は、東西古今に頗る多い。そ

して、一方には、母の教が行届かないために、その子女が身を誤り家を滅し、さては累を國家社會に及ぼした例も少くない。それゆゑ、一人の人をして、役立つやうにならせるのも、ならせないのも、一家一國を興させるのも、亡させるのも、人類の文化に貢獻させるのもさせないのも、實に母の教育の良否に關するところが大きい。母たる人の務もまた極めて重いといはなければならぬ。

二、**教育學を學ぶ必要** 今日の複雑な社會に處して、子女を教育する大任に當り、これをして他日善良有用な材とならせようとすることは、もとより容易でない。それゆゑ、將來母となるべき人は、子女教育の原理を十分研究し、明確な知識を具へて、その天職を全うするやうに心掛けなければならぬ。

教育の語義

第二節 教育の意義及び目的

教育といふ言葉は、我が國語では、愛し^{あひ}み育てるといふ義から出たのである。「をしふ」といふ語は「愛し^{あひ}」から出て、「そだつ」は「巢立つ」といふ意から來たのである。即ち愛育して一人前のものにして社會に送り出す意味を含んでゐる。換言すれば、愛兒個體の發達を保護育成して、獨立獨行することの出来る人とする作用をいふ。動物は獨立に至る期間が極めて短い、人はそれが極めて長い。これ人が長年月に亘つて保護育成される必要のあることを示すもので、長い期間の教育を施して、始めて複雑な社會に出て活動させることが出来るのである。天性素質が人の活動の基礎となるのは言ふまでもないが、この長い期間に於ける感化影響も、またその人の將來を決定する力が大きいから、よい感

化影響を與へる教育の極めて重要なことは説明するまでもない。

自然の美と秩序が知らず識らずの間に人を感化したり、交友が無意識の間に個性を感化するやうに、教育の作用もまた人によい感化影響を與へる。かやうに個性の發育を助長する作用は、廣くこれを教育と稱すべきではあるが、しかし、嚴密な意味に於ける教育は、未成熟者の發育を助長する目的で、成熟者が未成熟者に及ぼす有意的、具案的影響をいふ。この成熟者を教育者、未成熟者を被教育者といふ。

教育は、人の身體及び精神を完全に發達させて、國家社會の一員として有爲な人とならせることを目的とする。人には男女の性があり、特殊の境遇があり、またそれらの職業があるから、その性に從ひ、境遇と職業に適當する教育に

教育の定義

教育の目的

國民の本分

よつて、その天職を完うしなければならぬのは勿論であるが、我が國民としては、男女の性を論ぜず、職業の如何を問はず、強健、善良、有爲な日本人となることをその本分としなければならぬ。それゆゑ、教育者は、教師でも父母でも、教育の實際に處しては、この本分を全うさせる覺悟と努力を以て被教育者に臨まなければならぬ。教育は個人の上に施すものではあるが、それが國家、社會に關係を有することを忘れてはならぬ。

第二章 教育の必要と効果

第一節 教育の必要

生物は凡べて發達する傾向を有するから、自然に放任しておいても、その天性傾向は或程度までは發達する。しか

發達の傾向と教育

未成熟期と
教育

し、自然のままに放任すれば、善い傾向とともに悪い傾向もまた現れて、善い傾向の發達を極めて緩慢にする恐がある。それゆゑ、その悪い傾向を矯め善い傾向を完全に育成しようとする教育の手段が特に必要になつて来る。人の未成熟期が無力であり且長いのは、個體發達の助長を圖る教育の特に必要なことを示すものである。そして、この時期は可塑性に富んでゐて、善い傾向を長じ悪い傾向を去るのに適するから、この間に、人は人類の豊富な精神的財産、祖先の遺した文化を收得し、社會に活動してその文化を向上させる素地を養ふことが出来るのである。

文化の發達
と教育

人類社會に於ても、遠い過去の時代には、文化が簡單で、知識・技能の收得もまた容易であつたが、歲月を経るに従つて、社會は益々複雑となり、學術・技藝は愈々多岐多端になつたから、

今日、社會の事情に通じ文化の進運に伴ふことは甚だ困難で、決して一朝一夕にこれを能くすることは出来ぬ。これ、子女に對して、一定の方案の下に、最も有効に而も簡明に文化の傳達をなす教育が、近時益々その必要の度を加へて來た所以である。

第二節 教育の效果

遺傳

教育の效果は萬能でない。これ吾人の考慮を要する點である。生物は凡べて遺傳による素質を有する。人にも、生來、伶俐なもの、痴鈍なもの、記憶に長ずるもの、音樂の才のあるもの、手技に巧みなものなど、色々ある。そして、此等の素質は教育によつて或程度までは助長改善することが出来るけれども、これを全く變化し若しくは絶滅することは出来ないから、その天性を基礎とし、その才能に適應する教

年齢

育を施すべきである。しかしまた、遺傳を全く如何ともしがたいものであると考へるのも大きい誤である。人には一方に順應の性があつて、外界の刺戟によつて發育を助長されるから、白痴でも、教育の方法が宜しければ、これに文字や技能を授けることが出来ることは、今日既に證明された事實である。それゆゑ、父母教師は眞摯な態度で子女の素質を察し、これに適當する取扱を講ずべきである。

年齢即ち心身の發達程度は教育作用の一制限をなすもので、或種の能力は一定の年齢に達しなければ現れて來ないから、その年齢に達しないのに強ひてこれを求めるのは、毫も効果がないばかりでなく、却つて悪い結果を來すから、父母教師は子女の年齢を考へて、その發達に相應する教育を施さなければならぬ。

境遇

境遇即ち兒童を圍繞してゐる自然及び社會も、また知らず識らずの間に、兒童に對して善惡ともに大きい影響を及ぼすものである。しかし、遺傳または年齢のやうに、或程度までは如何ともすることの出来ないものでなく、事情さへ許せば、適當の境遇に置き換へることが出来るものである。例へば、田園生活と都會生活との如きは、兒童に及ぼす身體上、精神上の影響に著しい差異を來すから、これを善い境遇に置かうとする試みは、近時諸種の教育的施設として行はれてゐる。かの遠足旅行、休暇の利用などは、この試みの簡易なものである。また、夏季學校などもこの見地から研究すべき問題である。

教育の効果と制限

要するに、教育の効果には制限があるが、それはまた教育の基礎手段ともなるから、兒童の天性に應じてこれが取扱

を考へ、個性の長所の發展に注意し、また年齢によつてその發育程度に適する有効な方面の仕事を課し、境遇を改善して善い影響を與へるなどの方法を講ずれば、その効果の著しいことは疑のないところである。

第三章 教育の種類

第一節 教育作用の區分

教育の作用は通常これを三種に區別する。身體の健康及び發育を助成する**體育**、即ち**養護**と、知識を與へ技能を練る**知育**、即ち**教授**と、情意を練り道德的品性を養ふ**徳育**、即ち**訓練**がこれである。この三作用は互に相依り相助けて教育の活動を完成するものである。即ち體育には生理衛生の知識と節制規律服従の徳とを必要とし、知育には強壯な

體育(養護)
知育(教授)
徳育(訓練)

身體と規律努力の習慣とを必要とし、徳育にもまた勇敢規律の鍛練と道德的判斷とを必要とするものである。そして、この三作用の相互關聯によつて、始めて心身は完全な發育を遂げるものである。

第二節 教育時期の區分

教育の時期は、未成熟期即ち出生から身體が成熟するまでの間である。通常この間を左の四期に分ける。

一、**乳兒期** 出生から滿一歳頃までの一年間で、身體上及び精神上急速の發達をなす時期である。

二、**幼兒期** 滿一歳頃から滿六歳頃までの間で、更に滿三歳までとその後に分けて考へる必要がある。前者を**幼兒前期**いひ、後者を**幼兒後期**といつて、幼稚園保育の時期である。

三、**兒童期** 滿六歲頃から十四歳頃までの間で、小學校教育の時期である。

四、**青年期** 滿十四歳頃から身體の成熟するまでの間で、小學校以上の教育を受ける時期である。

第三節 教育の場所

教育作用の行はれる場所は、**家庭幼稚園學校**その他の建物である。**圖書館**もまた一種の教育の場所である。女子のための教育學は、家庭に於ける教育について最も細密に講究し、幼稚園及び小學校の教育についても十分な了解を與へ、家庭に於ける教育とそれらの教育との連絡について説き示し、なほ學校以外の教育的建物(例へば圖書館など)その他の教育的施設にも説き及ぶものである。

本書は、家庭教育を中心としつゝ、此等の教育的施設につ

女子教育學
の任務

いて講究し、教育に關する識見と趣味を養ふことを努めるのである。蓋し教育と社會事業に關して十分な理解を有することは、進歩的女子に缺くことの出來ない修養の一つである。

第二編 家庭教育上—乳兒期及び幼兒期

第一章 家庭と教育

第一節 家庭の意義

家庭は家族の組織する社會で、**家族**は血族的關係の上に立つ最も親密な人々である。家庭では、法律がなくて自然

家庭と家族

の中に秩序が立ち、制裁がなくて自由の中に作業が行はれる。これ家庭が理想的社會といはれる所以である。かやうに、家庭には自由の中に秩序があり、また祖先の歴史と家風は知らず識らずの間に家族を結合し、家族を感化する。兒童は生れると直ちにこの中に生活し、慈愛と同情の中に成長する。これ家庭が教育の場所として理想的であるといはれる所以である。

第二節 家庭教育の任務

一、**家庭教育の必要** 右に述べたやうに、家庭は社會としても教育の場所としてもともに理想的である。不完全な家庭教育を受け、若しくは全く家庭教育を受けることの出来なかつた兒童が、圓滿な發達、圓滿な性格を缺いてゐる例は世に少くない。これ家庭教育がどんなに必要であるかを

事實の上に説明するものである。

二、**家庭教育の任務** 家庭はその特有な自然の教育力によつて個性に適應する教育を施し、國家社會の一員として有爲有能な人物を作る根本で、身體の養護は勿論、知的、道德的、一切の教育の出發點である。特に家庭教育の特徴として最も重んじられる訓練によつて、自然で且自由、圓滿な秩序の中に、敬虔、感謝、從順、同情の精神を養ひ、正義を尙び、人情を重んじる風を涵養するのは、實に家庭教育の任務である。近時、社會生活の變動に伴ひ、家庭以外に職業を執る機會が増加したため、父母がその子の教養に力を盡して感化を及ぼす機會が減少されるやうになつた。これは社會生活上止むを得ないことではあるが、父母はこの間に於ても適切な方案を工夫して、家庭の教育力を發揮することを努め

なければならぬ。近時、社會を脅すところの不良少年少女の出現は、多くは父母がその子の教養を放任するのに原因する事實に想ひ及べば、世の父母たるものは、大きい覺悟と周到な注意を以て、その子の教育に臨むのは、子に對し社會に對する義務であると自覺しなければならぬ。

三、家庭教育者としての母 父母の中で、子に接する機會が多く、随つて子の性行に影響を及ぼすことの大きいのは母である。胎内にある間は、子は全く母の一部分で、母の感動は直ちにその子に影響する。古來、胎教として、妊娠中に起居動作を慎むべきことを説いたのは全くこれがため、母體の食物運動及び感情について深く注意すべきである。母は、子の出生後、哺乳は勿論、直接育兒の任に當るから、母の感化はその子に特に大きな影響を與へる。これペスタ

胎教



チッコラスベろけ於に院兒孤ツンタス

ロツチが「兒童の生活の第一期に母のないのは根本的でなく自然でない」といひ、また、「國民改善の術を母の手に委ねよ。」德育も知育も全く母の手に委ねよ。」といつた所以である。今日、學校は主として知育を分擔するけれども、學校に入學する前に、知識の基礎を作るのは母に俟つところが多い。入學後も、學校は多數の兒童を收容するた

國民教育の
基礎

め、個性的注意を缺くことがないでもないから、母はその子の學業の進歩を監督指導しなければならぬ。また、訓育・體育について、母の力に俟つところが極めて多い。學校は勿論これに注意はするけれども、兒童の生活の大部分は家庭で營まれるから、訓育・體育を施す機會もまた家庭の方に多い。實に國民教育の基礎は慈愛の深い母によつて成し遂げられるといふべきである。然るに、世には往々母としての天職を忘れ、或は社交を事として子の教育を忽にし、或は身を放縱に持して子に悪影響を及ぼし、或は無智な乳母・僕婢の手に子を託して顧みないものもある。かやうな母の下に不良兒の出現するのは當然のこととて、眞に社會のためには憂ふべきである。

家庭教育を尊重する傾向は、近時世界に於て特に著しく

なつた。世界大戰が從來の教育の缺陷について反省させた點は多いが、就中家庭に於ける純な教育が近時の社會組織のために侵害されたので、世道人心を惡化したといふ論が多く、随つて、教育の重點を學校教育から再び家庭教育へ置き換へようと主張するものもある。家庭は實に教育の出發點であつて、家族的精神から郷土心へ、それから愛國心及び人類愛へと進んで行くのであるから、母は教育の源を作るべき重大な責任を擔ふものである。善い公民を作るのも、世界人類に盡す人を養成するのも、ともに母の力に外ならぬのである。

第二章 乳兒の教育

第一節 乳兒期に於ける發達

一、乳兒期 乳兒期即ち生後一箇年間は、身體並に精神の最も急速に發達する時期で、身體の大きさは殆ど三倍に達する。かやうな成長の比例は、この後の發達では見ることが出來ぬ。この期は、消化及び排泄がその主な作用で、精神は混沌の状態から各感覺が意義を有する全體となり、無意識でなす反射運動から、一躍して手と音聲を支配するやうになる。生後六箇月以前には、物を與へれば握るに過ぎないが、その後は、手を出して物を掴み、穴があれば物を挿入する。これ眼と手の調節の進歩したことを示すとともに、教育の基礎として最も必要な知性に關する**好奇本能**が現れたのである。また、他人の表情例へば笑や運動音聲などを模倣するやうになる。この**模倣本能**は實に教育の中心要素で、「まなぶ」といふ語は「眞似る」といふから起つたのであつて、**學習**

好奇本能

模倣本能

はこの本能によつて可能となるのである。

二、本能と教育 本能とは凡べての動物が生れながら有する作用をいふ。例へば、鳥が巢を造り、嬰兒が巧に乳を呑むなどはそれである。教育は畢竟この自然の性能である。本能を指導して、人類の文化を受け継がせ、益、これを進歩させる力を涵養することである。動物の中には、特殊の本能の著しく發達するものがあるが、その發達は甚だ偏頗である。しかるに、人類は他の動物に比べると、極めて多數の本能傾向を有し、また高等な本能活動を有する。そして、この本能は種族の發達に於ける成果であつて、現今の社會には不要なものも殘存するから、これを抑制しまたは變化させることが必要である。

乳兒に最も早く現れる本能は吸乳、號泣などで、出生後直

運動本能

ちに現れる。次いで、把持・立頭・坐居・匍匐・起立・歩行などの運動本能もこの期に發達する。此等の運動は一見單に身體だけに關するやうに思はれるけれども、實は複雑な筋肉の調節に基づき、そして、その調節は精神の支配によつて行はれるものである。白痴低能はこの基礎的發達を缺くから、白痴教育に於ては、この調節を練習して後に文字の教育に進むのである。

感情本能

號泣とともに、笑・歡・怒・恐などの感情本能もまたこの期に發達する。最初の號泣は肺の中に冷たい空氣が入るために生ずる聲で、母體を離れて生活する表徴であるが、發達の進むにつれて、その原因も複雑となる。眞の號泣は、乳兒に於ては、主として空腹・退屈・苦痛などの際に起るのであるが、その泣聲によつて或程度まではこれを區別することが出

來る。笑・歡・怒・恐なども、乳兒に於てはその原因が簡單であるけれども、しかも乳兒はこれによつて自らその場合の事情に適應することが出来る。

三、感覺 乳兒の發達は、右の諸本能の發現とともに、眼・耳などのやうな感覺器官を通して刺戟を受け入れることによつて進歩する。

初生兒は光を感じて、眼を光の方に動かす。即ち強い明暗を感じる。これは光覺である。色覺即ち色の感じは、形の感じとともに、この期の半ば頃に現れる。

聽覺は光覺より少し後れて發達する。人によつて同様ではないが、普通には生後二十四時乃至三十六時に始まるといふ。

嗅覺
味覺

聽覺

視覺
光覺
色覺

嗅覺即ち臭の感じと、味覺即ち甘・酸・鹹・苦の味の感じとは、

視覚・聴覚に比べると、下等の感覚であるといはれてゐるけれども、生命保存のためには必要であるから、初生児は出生とともに味覚を有し、また、鈍くはあるが鼻に於ける強い刺激に反應する。

皮膚覺
壓覺

皮膚覺もまた警戒を與へるために早くから發達し、溫度の感覺、痛覺などはその發達が特に著しい。壓覺（觸覺）の鋭敏は生後の發達に俟つことが多い。随つて、身體の活動する部位に於ける壓覺が最もよく發達する。

筋覺

壓覺は、筋覺即ち筋肉に分布してゐる神經の感覺とともに、視覚と相俟つて、物體の大小・形狀・方向・距離・位置などを知るのに必要である。

有機感覺

有機感覺即ち飢餓・滿腹の感などのやうに人體の有機的作用から生ずるものも、生命保存上直接必要の感覺である。

から、早く發達する。

以上の諸感覺は、初生児に於ては離れづゝになりがちであつて、統一しにくいけれども、生後一箇年間には、神經の發達、練習の進歩とともに、各意義を有する全體となつて精神を支配するやうになるのは、驚くべき進歩といつてよい。

第二節 乳兒期に於ける教育

健康
食物

右に述べたやうに、急速な發達、著しい生理的變化をなす乳兒期に於て、最も注意すべきは身體の健康である。統計の示すところによれば、生後一箇年間の死亡率は、百人中二十人で、その後の時期に比べると頗る大きいから、この期に於ては身體上の注意が最も肝要である。

食物には最も深い注意を要する。即ち乳の適量と授乳時間の規則的であることを嚴守しなければならぬ。また、

母の食物は乳となつて直ちに乳兒に影響するから、この期に於ける兒童の體育衛生は、即ち母の體育衛生であるといつてよい。衣服運動などは、食物に比べると第二位に屬するものである。

刺戟の整理

兒童の生理的發達には、食物休息睡眠を規則正しくすることが肝要であるやうに、その精神發達にも、また刺戟の種類と數を秩序正しくすることが肝要である。刺戟の變化が急激であるかまたは強過ぎれば、兒童は疲勞して、その神經が過敏になる。しかも、教育は消極的であると同時に積極的でなければならぬから、過度に陥らない範圍に於て、適當に多様な刺戟に接しさせて、**感覺の練習**をする機會を與へなければならぬ。フレーベルが、嬰兒の横臥してゐる上に**毬**を吊せ。といひ、ヘルバルトが、搖籃の周圍に種々の形の

感覺の練習

物を置け。といつたのは、いづれも視覺を練習する機會を與へる必要を説いたのである。なほ、種々の音によつて聽覺練習の機會を與へることも、觸覺筋覺を練習する機會を與へることも、ともに必要である。普通兒には前に述べた好奇模倣の本能が既にこの期に現れ、乳兒の時に既に自動的に感覺機關を練習して、知識の門戸を開くものである。機會と材料を與へれば、滿一年頃の幼兒は、自ら立派な觸覺練習をするものである。

躑と習慣

次に、この期から良い**躑**と習慣を與へることに注意しなければならぬ。自由放任消極的取扱を主張するルソーでさへ、「幼兒の涙は命令である。その欲望の中、自然的缺乏(饑渴など)でないもの、即ち想像的欲望は許してはならぬ。」といひ、ロックは、「幼時に放任して、急に矯正しようとするのは、大

常磐潭北
下野國那須の
人、其角の門
人、延享元年
歿、民家分量
記・民家童蒙
記の著がある

感情の表出

人の矛盾である。』といひ、常磐潭北は、急に直さうとするから、活氣を失ひ、ねぢけて来る。生れ落ちるから成長するまで、油断なくそろ／＼教へなければならぬ。』といった。いづれも味ふべき言である。この期に於ては、物理的刺戟に對する感覺が敏捷であつて、それだけ精神的刺戟の模倣は少いが、外部の感化は知らず識らずの間に行はれるから、深く注意することが肝要である。感情の表出(例へば笑の模倣、言語の模倣などは、既にこの期に始まるけれども、言語の模倣はなほ音の模倣に止まり、聲音の準備期であるのに過ぎぬ。

第三章 幼兒前期の教育

第一節 幼兒前期に於ける發達

一、幼兒前期の特質 幼兒前期とは二歳の始から三歳の終

までをいふ。兒童は今や各種の感覺と周圍の事物に馴れ、その事物の中で最も變化の大きいもの、特に周圍の人々から新しい經驗を得ようとする。そこで、乳兒期よりも複雑な模倣が起り、聲の調子、笑ひ、叫び、その他の表情を盛に模倣し、この二年間に於て、人としての意識を有するものとなり、また、この間に普通の言語と社會の狀況を學んで、社會的生物としての基礎を作る。且又この期には、模倣本能が頗る盛で、家庭の教育力が最も著しく働く。

二、言語の發達 言語はこの期に著しく發達する。そして、言語の發達は觀念・思想の發達となり、智能もまた著しく進歩する。乳兒期は無意味の音を發するのに過ぎず、謂はゆる喃語期と稱するが、この期には、自由に單語を發することの出来る謂はゆる單語期に進む。その單語は單に物の名

喃語期
單語期

文章期

に止まらないで、單語文となる。「お乳」といふのは、乳を下さい」といふ意味を含んでゐるのである。かうして、この期の終には、觀念を有する千乃至二千の語を知り、**二語文多語文の時期**に入る。乳兒期には、言葉を發することは、單に口の遊戯に過ぎないか、または餓と欲望を訴へるばかりであつたが、この期には、精神上の經驗を取入れる手段となるのである。幼兒は、一方、事物と行動の名を求めて自己の單語を殖し、他方、他人の言語によつて絶えず注意を惹き起されて、觀念の數を増し、その意味及び關係を明かにする。かうして、言語によつて周圍の事物を學ぶとともに、他の場所にある類似の事物をも知り、同一と差異の比較によつて觀念を形成する。

三、知覺と觀念

言語の發達の著しいこの期には、また感官

觀念聯合

記憶

による知覺と觀念の發達も著しい。知覺とは種々の感覺を結合して外物に意味を附する作用をいふ。かやうな發達は乳兒期の終に既にこれを見るが、この期に入つて、感官及び神經の發達につれ、著しく發達して觀念を豊富にする。觀念とは外物の刺戟の消失した後に殘る知覺をいふ。觀念は、初は事物及び言語によつて起るが、次第に一の觀念から他の觀念を喚び起すやうになる。この作用を**觀念聯合**といふ。記憶もこの期の終には著しく進歩し、數日前または數箇月前の事柄をも記憶するやうになる。記憶は、觀念の再生即ち憶起と、その觀念を蓄へておく把住との二要素を含む作用で、言語の所有も經驗の蓄積もともにこの働による。それゆゑ、記憶は知識・經驗の收得に必要な作用である。古來物覺えのよいことが教育上重要視されてゐるの

はこれがためである。たゞし、機械的記憶を強ひて、記憶の發達と活動を害することは、教育上飽くまでも避けなければならぬ。

四、想像と思考 想像は觀念の結合によつて新しい觀念を構成する作用で、この期には著しく現れないけれども、自己の經驗と他人から聞いた物語について、幾らか想像的の話をするやうになる。思考は、一の觀念と他の觀念の區別比較など、謂はゆる關係を認識する作用で、これまた後の發達に屬するものではあるが、この期に於ても、言語上の類似差異を見定めて、或種の比較概括推理も行ひ、知覺的具體的ではあるが、代表的觀念をも有してゐる。これを**概念**といふ。「これは林檎である。」それは猫である。」といふやうな**判断**をすることが出来るのは、概念があるからである。その判断

概念
判断

推理

の際には、或程度の**推理**が含まれてゐる。何となれば、林檎を認定するには、過去の經驗によつて、かやう／＼の形と色を備へてゐるものは林檎である。これはかやう／＼の形と色を備へてゐるから林檎であるといふ過程を含んでゐるからである。尤も幼時にはその**概念判断推理**は甚だ具體的で、むしろ聯合に基づくといふべきであるが、これが後に於ける一層一般的抽象的な思考活動の初歩と見るべきである。判断も推理も概念の形成も、多くはこれを言語に言ひ表すことによつて發達する。それゆゑ、ペスタロッチは、母をしてまづ事物の名稱を教へさせ、さて周圍の實物について會話をすることによつて思考を陶冶しようとした。概念は命名を以て始まるといふやうに、言葉を使用することによつて、概念ばかりでなく、判断の力も推理の力も練磨

される。それゆゑ、單語を口眞似させる時代から、物語を聞かせたり語らせたりする間にも、思考を發達させることを忘れてはならぬ。

五、模倣 言語の收得も觀念思想の記憶も、模倣に基づくことが多い。この期は模倣が最も盛に働き、社會的刺戟もまた模倣によつてこれを學ぶ。表情の模倣は、同時にこれに伴ふ感情を感得し、周圍の人の楽しむものを樂しみ、自己の楽しむのを他人が喜ぶことを欲し、自己の苦みは他人の慰めによつて輕減されることを感じる。他人の愉快と賞讚の現れは、或行動を續ける刺戟となり、賞讚及び非難を氣遣ふ心を起させる。羞恥の感情はこの期に盛に現れるが、往々この感情を缺いて、他人の賞讚及び非難に全く無頓着な幼兒もある。かやうな幼兒は、身體的苦痛を與へなければ

羞恥とその
缺乏

感情の模倣

指導することが困難である。この社會的感情の缺乏は、周圍の人々の不親切な取扱によるか、若しくは社會的經驗の多過ぎるのに原因するもので、孤兒などに多くこれを見る。幼兒は、この期に於て、自己を主張し、反抗を試みるけれども、しかし、まだ自他の區別が分明でない。自他の區別を分明にするのに大きな働をするものは言語で、人名によつて自己と他人を區別し、また言語によつて事物を區別する。しかもまた、他人が感動するやうに感動し、周圍の人の感情を自己の感情とする。一生の中で、この期ほど他人の精神生活を模倣する時期はなく、隨つて、この期ほど社會的感情を教養し品性の基礎を築くのに重要な時代はない。この期には、周圍の人々の精神傾向や家庭の風儀が最も深く幼兒の精神に刻み込まれるから、德育上最も重大な意義を有す

る。

第二節 幼兒前期に於ける教育

前節に述べたやうに、この期は言語の發達が著しいから、母及び周圍の人々は、幼兒がこれを收得するの都合のよい境遇を作らなければならぬ。正しい言語を正しく發音させ、また言語の意義を收得させるのに深い注意を拂はなければならぬ。

言語は思想を盛る器で、言語の發達とともに思考作用も發達するから、十分の注意を以て、事物の正確な知識を得させるとともに、區別・比較・概括などの働をもさせるべきである。この期は感情の動搖する時代であるから、單に身體のためばかりでなく、感情・品性の生理的基礎としても、身體の健康に注意しなければならぬ。そして、また感情の發達も

言語と思考

身體と感情

著しい時代であるから、周圍の人は、幼兒を愉快にし、同情に富む態度を維持し、また望ましい習慣を形成することに努力しなければならぬ。子守・僕婢・交友の吟味は特に必要である。これこの期の幼兒は彼等を模倣して、自己の性格の一部を形造るやうになるものであるからである。

第四章 幼兒後期の教育

第一節 幼兒後期に於ける發達

一、幼兒後期の特質 幼兒前期が言語及び感情生活の模倣から急激に社會化する時代であることは前に述べたが、これに引續く幼兒後期(四歳より六歳まで)も、同じく社會的影響の下に立つけれども、以前よりは一層多くの人と接し、且發達の方角も違つて來る。この期の幼兒は、自然界と社會から諸種の

自己支配

觀念を集めて、これを自己の中に編成し、事物及び周圍の人から獨立して、自己の精神生活を支配するやうになり、單に他人のする通りを模倣しないで、これを選択して取入れ、また、他人から受けるよりも、自己の思想を他人に印象するこゝとに興味を有するやうになる。これは**自己主張の本能**の著しい現れである。

自己主張の本能

知性の形成期

かうして、この期の終には、幼兒の個性即ち他と區別すべき個人的性質が固定する。これ六歳の兒童は三歳の時に比べると殆ど全く變化するけれども、十二歳の兒童は六歳の時に比べるとあまり性格が違はない所以である。そして、この期は智能の發達が著しく、幼兒前期が感情生活形成の時期であるのに對して、**知性形成の時期**である。
二、**知的活動** 右に述べた自己支配自己主張の傾向から、知

發問期

性方面では、概念及び眞理の標準を形成して、思考即ち事物觀念の關係を吟味する作用が著しく現れて來る。即ち兒童は事物の**關係及び理由**に注意を惹かれて、種々の疑問を發するやうになる。よつてこれを**發問期**といふ。そして、その發問は、前期に現れるやうな「それは何か。」といふ名稱を求め、るものでなく、「これは誰が造つたか。」何の役に立つか。」なぜこんなことをするか。」どうしてそれをするか。」が出来るか。」といふやうなものである。

比較と區別

記憶作用の進歩とともに、現在の經驗及び出來事を過去の經驗と**比較**する作用も發達し、想像と實際を明かに**區別**する活動も現れる。この比較と區別は思考の發達上重要な要素である。

想像

想像活動は幼兒前期に始まり、兒童期に入つても盛であ

概念

るが、幼児後期には最も著しく現れる。自ら話を拵へ、出鱈目な歌を作つて歌ふなどは、この期に於ける想像の現れである。反復した知覺または他人から得た觀念は、この期に於て代表的となつて**概念**の形に進む。勿論初步の概念は幼児前期にも存するけれども、その多くは知覺的具體的であることは前に述べた通りである。しかるに、この期に於ては、直接の感覺または想像から離れた概念を形成する。

概念の形成

概念の形成に於て二つの主要要素は、同じ種類の経験を反復することと、興味を感じて経験の或部分に注意を集中することである。幼児に於ては、觀念と概念は久しい間殆ど區別されないが、代表的な觀念が作られ、それが標準となるやうになれば、概念を構成し、また、久しく想像活動に止つてゐたのが、漸次事物と觀念の間に於ける相互關係を吟味

推理

し、理由原因を追求して、概括する思考活動に進む。

推理の徑路もまたこの期に於て意識的となる。経験の不十分と概念の不正確なために推理を誤り、また、考へる原理の不確實なために誤を生ずることがあるけれども、推理の徑路に於ては正確なことが多い。思考活動の陶冶の機會はこの期にも多い。この期は、前にも述べたやうに、知性の形成時代であるから、この期に造られた知的傾向は、多くは遂に兒童の精神傾向を形成する。それが知覺的であるか、反省的であるか、集中的であるか、分析的であるか、散漫であるか、緻密であるかの一般型式は、この期の傾向に基づくことが少くないから、家庭と幼稚園は、兒童の考へ方について注意を怠つてはならぬ。

數の概念

この期に**數の概念**の造られることもまた注意を要する。

初は一つ二つ三つなどの言葉が無意味に用ひられるけれども、後にはそれが事物に應用され、六つよりは十の方が多く、二十よりは十の方が少いといふやうなことを知り、事物を離れても、物の數について考へることが出来るやうになる。これは通常四歳頃から六歳頃までの間に現れる。また、書き方・読み方の作業も、自然に周圍に模倣して現れて来る。しかし、課業として規則的にさせてはならないが、その欲望を束縛せず、遊戯としてこれを行はせても、決してその發達を害しはしない。

三、情意の發達　この期は自己主張の本能の現れる時期であるから、反抗と片意地を通す傾向が強い。この際、幼兒と周圍の人の關係が愉快圓滿であれば、反抗期は短くて終り、自己と他人の關係は自然的に開展する。

感情は意志と同じく意識の主觀的方面で、初歩的・原本的である。心理學ではこれを單純感情・複合感情(情緒・情操)に區別するが、日常兒童の生活に現れるものは情緒で、これが固定的になつて情操を形成する。情操は知的情操・道德的情操・宗教的情操・美的情操などに分けるが、此等は成長するにつれて發達するけれども、その初歩的のものは幼兒にも存するから、この期に於ても大いにその萌芽を培養しなければならぬ。

四、希望と理想　幼兒は、自己主張の傾向からして、自己の希望し愛好するものについて理想を形成し始める。その理想は、幼兒にとつて愉快と思はれるもの、經驗で學んだもの、父母から教へられたもの、賞讃と結びついたものなど種々ある。そして、理想は絶えず變化するけれども、幼兒の行爲

及び發達に大きな影響を與へる。

第二節 幼兒後期に於ける教育

この期は前に述べたやうに知性形成の時代であるから、その點について大いに注意しなければならぬ。そして、この期に現れる思考活動の基礎は明瞭な知覺に基づき、明瞭な知覺は感覺の發達に負ふから、その修練は前期と同じく必要である。

玩具

玩具は手に持つて遊戯する道具で、知育上有益な方便物である。前期に於てももとより必要であるが、最も玩具を愛好し、且これによつて感覺機關を修練し、知力を養ひ、美感を陶冶し、意志を練るのはこの期である。フレーベルの恩物、モンテッソリの教授材料は、此等の點に關して組織的に考案された玩具である。(次編參照)

玩具の注意

- 玩具について注意すべきことは、凡そ次のやうである。
- (一) 幼兒の發達と嗜好に適し、堅牢なものを選ぶこと。
 - (二) 衛生上無害なものを選ぶこと。
 - (三) 濫りに與へぬこと、また一時に多く與へぬこと。
 - (四) 丁寧に取扱はせ、使用後は取片付けさせること。
 - (五) 自分で作らせること。
 - (六) 自然の石塊、木片及び繪本、切抜、折紙なども有効であること。

五、遊戯 古來の教育者は遊戯についても必ず注意を拂つたが、今日の學者は、幼兒期は遊戯のために作られたものであると主張してゐる。遊戯もまた本能の一として乳兒期に現れ、兒童期の發達も遊戯によつて助けられるが、その最も多く教育的手段として用ひられるのは、幼稚園時代即ち

遊戯と練習

幼兒後期に於てである。遊戯の性質については種々の説があるが、生活の準備のために能力の練習をする本能であるといふことは、事實として認めなければならぬ。この本能が環境から刺戟を受け、これに反應して遊戯となり、その活動の結果、個體の能力が練習されることは明かである。

遊戯と體育

遊戯は身體の練習及び精神の休養となり、且生理的機關の健全と修練に効果がある。しかも、遊戯は單なる身體的活動でなくて、精神の活動である。随つて、遊戯には、身體の健全な發達、精神の修養、心意の喜びなどを來す効果がある。換言すれば、遊戯の價値は知徳を進めるのにあるといふことが出来る。

遊戯と知育

幼兒は遊戯によつて身體の支配を知り、正確な運動を修練し、物體距離・音響の判斷を學ぶ。言語の練習もまた實に遊戯によるのである。幼兒は音の反復を喜び樂しみ、また、數の名稱を覺え物を數へることも喜び樂しむ。古來の學者が遊戯的方法と稱して、遊戯中に言語事物に關する知識を與へようとしたのはこれがためである。

感覺と思考の陶冶

前に述べたやうに、感覺機關の修練は知育上大切な第一歩である。そして、兒童は遊戯によつて自ら進んで目と耳を練習し、觸覺筋覺を修練する。幼兒の身體の支配は精神の練習で、その際に注意觀察選擇などの作用が働き、思考の陶冶ともなる。

想像の陶冶

想像作用は、前に述べたやうに觀念の相互結合である高等の精神作用で、遊戯は「まゝごと」その他の遊に見るやうに活潑な想像の練習となる。玩具を自ら作らせることは創

感情意志の
陶冶

造工夫の精神を涵養する上に極めて大切である。遊戯はまた感情意志の生活に關する訓育となる。即ち玩具及び自然界によつて美感を養ひ、筋肉の運動によつて意志を陶冶する。

遊戯と作業

遊戯は幼兒にとつては眞面目な仕事で、必ずしも愉快を目的として行ふのではない。これ大人の遊戯と小兒の遊戯の違ふ點である。しかし、成長するに従つて、作業仕事と遊戯は自ら分れるから、なるべく遊戯的に作業仕事を課し、遊戯と作業を接近させることが必要で、これは幼兒後期に於ても兒童期と同じく注意すべきことである。

六、想像活動と童話 遊戯の中に活潑に現れる想像作用を指導して、これが發達を圖るために、童話はこの期に於ける重要な手段である。童話には、民族童話、假作物語、武勇談及

民族童話

び寓話の四種類がある。民族童話は祖先の風俗習慣宗教、道徳を含む神話から來たものが多いから、民族的精神の教養上にも必要である。たゞし、これは過去からその民族に傳へられたものであつて、定まつた作者はない。これに反し、假作物語は或作者が傳説によつて幼少のものに適するやうに作り直したもので、事實に遠ざかる虞はあるが、教育的價值は多い。武勇談若しくは英雄物語もやゝ長じた小兒の喜んで聞くもので、民族的精神を養ふのに適する。寓話は生物または無生物を擬人して作つたもので、その中に教訓を寓して兒童の心に訴へるものであるが、譬喩の不條理なものや理解に困難なものはこれを避けるがよい。大人にとつて荒誕無稽なやうな童話の幼兒に喜ばれるのは、その想像が奔放活潑であるからである。この傾向が

假作物語

武勇談

寓話

幼兒の虚言

玩具と遊戯
と童話

あるため、幼児は無意識に虚言を語ることが多い。それゆゑ、無意識な虚言を責めることは避くべきであるが、それから悪意の虚言に導き、または夢と現實を混同するやうなことは、訓育上、知育上これを避けなければならぬ。

要するに、幼児後期は知性形成の時代、自己支配の時代であるから、周到な注意を拂ふ必要がある。玩具と遊戯と童話は、甚大な注意の下にこれを課し、しかも注意と監督の中に幼児の自由を許して、自己支配を完成させ、力強い個性を作らせることが肝要である。干渉に過ぎて萎縮させるのは教育の眞義でなく、また、放任に過ぎて重要な發達時期を無意義に看過するのも教育の好機を逸するものである。



(Lのつ三) 労働と活生と愛



みしくつい「母いさ小」



「……たしまりあが子の女いよに所るあ昔」

第三編 幼稚園教育

第一章 幼稚園の性質

第一節 幼稚園の起源

幼稚園はドイツの教育家フレーベルによつて創められた。フレーベルは極めて熱心な教育家で、初め小學校の教師であつた時、魚が水中に泳ぐやうに、鳥が空中に翔けるやうに愉快を感じた。といつたほどである。當時一般に家庭教育が振はないのを憂へ、一八三七年、ブランケンブルヒと稱する地に幼児教育所を設け、一八四〇年、これを幼稚園と名づけた。蓋し幼児を發育さかりの草花に譬へ、教師を園丁に擬し、園丁が花園で自然の力によつて草花を培養するやうに、活動性に富んでゐる幼児を伸びくと發育させよ

フレイベル
の精神

うとの意に出たのであらう。



人夫ーローユビ、ツルホシレーマ

フレイベルは、幼児が自然から享けた天性を發揮させるのを教育の目的とし、遊戯・手技・唱歌によつてその自然の力を發現させ、周圍から適當な事物と境遇を與へてこれを助けることが必要であると主張した。幼児は生れながら自己の内部に存在する諸力を發達させようとする自己活動性を有するもので、これが最初に現れる形式は遊戯と手技であるから、これによつて新しい力を養ひ、勤勉の習慣を得させ、また、唱歌によつて自己の内部の力を發表させ、かやうにして家庭及び國家にとつて有能な人を作ることが出來ると考

家庭と學校
と幼稚園

へた。この精神は今や世界各地の幼稚園で繼承され、彼が温い血は園に嬉戲する幼児等の胸に流れ入つて、無邪氣な生靈の血液となりつゝあるのである。

然るに、彼の考は一時誤解を受けて、彼の幼稚園は閉鎖を命じられた。しかし、熱心な彼は各地に遊説して、その必要を鼓吹して止まなかつた。次いで、マールホルツ、ビューロー夫人が彼の志を継ぎ、半生を抛つて、幼稚園普及のため歐洲各國を遊説したので、次第に各地に設立され、遂に今日の盛況を見るやうになつた。

第二節 幼稚園の必要

幼稚園は家庭に於ける父母の教養を補ひ、また、家庭生活と學校生活の間の大きい變化を滑かにする上に極めて必要である。家庭で父母兄弟と自由な生活を送つてゐる幼

社會生活と
幼稚園

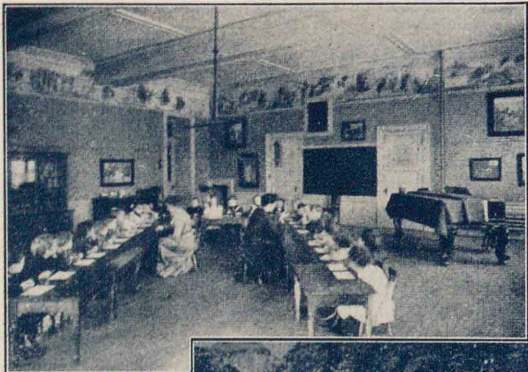
兒が、急に學校の規則的生活をすることは、實に生活の急激な變化で、その移り變りに於ける弊が少くない。然るに、幼稚園は、家庭の自由と學校の規則的生活の兩者を兼ねてゐるから、心身の激變を緩和することが出来る。

殊に近時の社會生活では、男女の職業範圍が擴張されたので、多くの父母は、家庭でその子の教育に力を盡す機會と材料を十分に得にくいから、幼稚園が家庭を助けて幼兒を教育する必要は、從來に比して一層多くなつた。

第二章 幼稚園の種類

幼兒教育の事業は世界各國に於て次第に進歩し、幼稚園の數及びその種類も増加しつゝある。我が國では、明治九年に東京女子師範學校内に設けられてから、各地に建設さ

幼稚園



幼稚園の作業



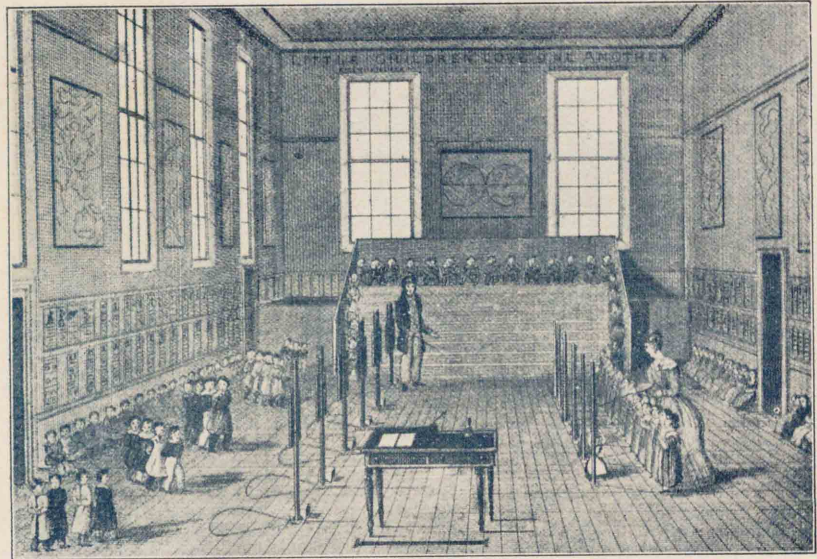
ブランケンブルグ幼稚園の遊戯



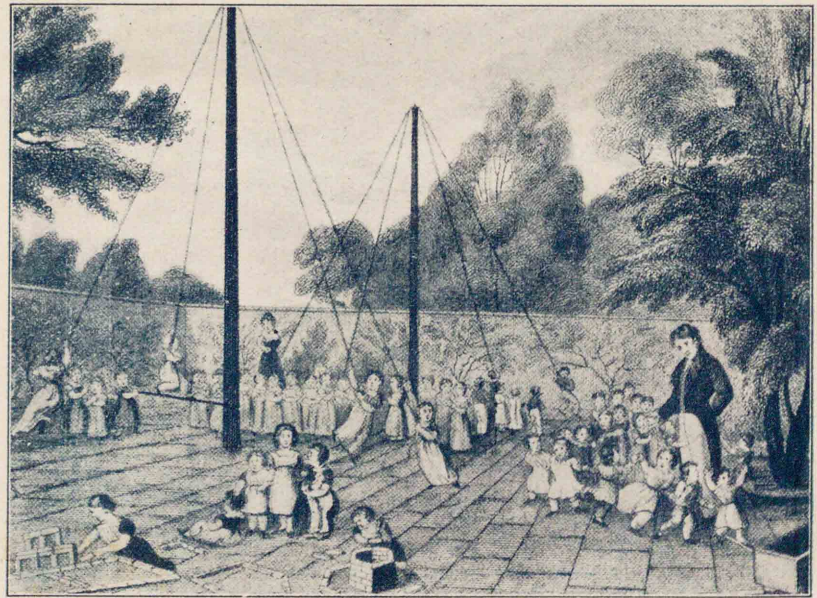
米國幼稚園のまじる



ブランケンブルグの最初の幼稚園



幼 兒 學 校 の 課 業



幼 兒 學 校 の 自 由 な 遊 び

れ、大正九年には、園數六一二、保姆數一七四七、幼兒數五一八
 四一を數へ、なほ幼稚園の一種である**幼兒預り所**も施設さ
 れるやうになつた。

第一節 一般幼稚園及び家庭幼稚園

一、**一般幼稚園** 一般幼稚園とは、その名の示すやうに、普通
 一般の公・私立幼稚園をいふ。公立は主として市町村の費
 用で經營し、私立は個人または組合の費用で設立され、いづ
 れも一般の幼兒を保育する。

二、**家庭幼稚園** 家庭幼稚園とは、五六の家庭が共同して、各
 自の幼兒を集めて教育するものをいふ。

ロックは家庭教育の偉大な力を認めながら、それだけで
 は社會生活の修養に缺けるところがあるといふので、數個
 の家庭が共同してその子女を教養する必要を論じたが、今

日は、彼の主張したやうな家庭幼稚園が諸國に施設されるやうになつた。

第二節 幼兒預り所

幼兒預り所は、父母ともに終日外にあつて、家庭で子の教養に力を盡すことの出来ないもののために、その子を預つて教養の任に當らうとして設けられたものである。三歳以下の乳兒を預る所と、二歳以上の乳離れをした幼兒を預る所とがある。乳兒預り所は、一八四四年、フイルマン、マルボーによつて佛國に設けられたものを始とし、次第に諸國に設立された。ドイツでは、一八四九年から設立され、二歳以上の幼兒を預る所は、既に二千以上の多きに達してゐる。此等の幼兒預り所は、衛生榮養を主とするけれども、また、遊戯、唱歌、談話、手技をも併せ課する。

第三節 幼兒學校

一般幼稚園及び幼兒預り所がドイツ及びフランスに發達した以前に、英國では、ロバート、オーエンによつて**幼兒學校**が設立され、次第に同國及びフランスに擴まつた。

幼兒學校協會
幼時學校の
目的

オーエンは、十九世紀の始、ニュー、ラナークに幼兒學校を設けて、三歳以上の幼兒を收容し、問答によつて、自然及び周圍の事物を教へ、唱歌をも併せ課した。一八二四年頃には、「幼兒學校協會」が組織され、一八七四年には初等教育の一部となつた。佛國でも、ミレー夫人等の手によつて成立し、國民教育の一部として早くから認められてゐた。

幼兒學校は、通常歩行することの出来るやうになつた凡べての幼兒を收容し、その保護監督に任じ、惡習から遠ざけ、善良な習慣を與へるのを目的とする。唱歌、遊戯、舞踏、戶外

の作業などを授け、また、周囲の事物についてもその性質効用などを教へる。その名は學校であるけれども、内容は幼稚園の一種で、こゝに收容するものは、二歳以上五歳以下の幼兒を普通とし、英國では、世界大戰後、その施設を完備すべき法令を設けた。

第三章 幼稚園教育の目的及び方法

第一節 保育の目的

我が國の幼稚園は、滿三歳から尋常小學校に入學するまでの幼兒を保育する所で、家庭教育を補ひ、學校教育に入る基礎を養ふ。小學校令施行規則第九十六條には、

「幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ

幼稚園教育 と家庭教育

要ス

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ」

と規定されてある。

しかし、幼稚園教育が家庭教育に代ることが出来ると思ふてはならぬ。幼稚園は多少規則的の保育をするに止まり、その時間も一日四五時間を普通とする。たゞし、幼兒預り所では、父母の勞働時間中これを保護監督する必要がある。るので、終日に亘るのが普通である。

第二節 保育の方法

幼兒の保育は、發達の程度に従ひ、自然の力に應じてこれを施し、無理があつてはならぬ。遊戯唱歌談話手技を課する間に、幼兒の活動性を利用して、その心身を伸張させ、善良な行動習慣を得させなければならぬ。

一、遊戯 遊戯はこの期の教育に於て最も必要な手段である。唱歌手技も廣い意味に於ける遊戯の中に含まれるけれども、幼稚園に於ける保育の項目としての遊戯は狭い意味に用ひられ、主として筋肉を働かせるものをいひ、通例隨意遊戯共同遊戯の二種に分ける。

隨意遊戯は、幼兒が各自隨意に遊ぶ間に知らず識らず精神をも働かせて、自然の間に心身を發育させるものをいふ。共同遊戯は、多數の幼兒が共同して一様の行動をとつて

隨意遊戯

共同遊戯

遊ぶ團體的運動をいふ。これによつて互に相親しませ相助けさせて、社會的感情を養ひ、また規律に従ふ習慣を作らせる。幼稚園保育の長所は主としてこゝにある。

二、唱歌 唱歌もまた心情の自然の發露で、幼兒自然の性情に合し、心情を快活にし、美感を養ひ、徳性を涵養し、且言語の練習ともなるところから、フレイベル以來、幼兒の教育上必要な手段とされてゐる。しかし、幼兒はまだ聲域の範圍が狭いから、歌詞曲調ともに平易で、彼等にとつて興味の多いものを選択しなければならぬ。

三、談話 幼兒が談話を好むのは、この期に於ける想像活動の盛なものに基づくもので、特に自己主張の時代として自ら語ることを好むものであるから、彼等に語るとともに、彼等にも語らせて、思想發表の方法に習熟させ、且觀察注意の力

恩物

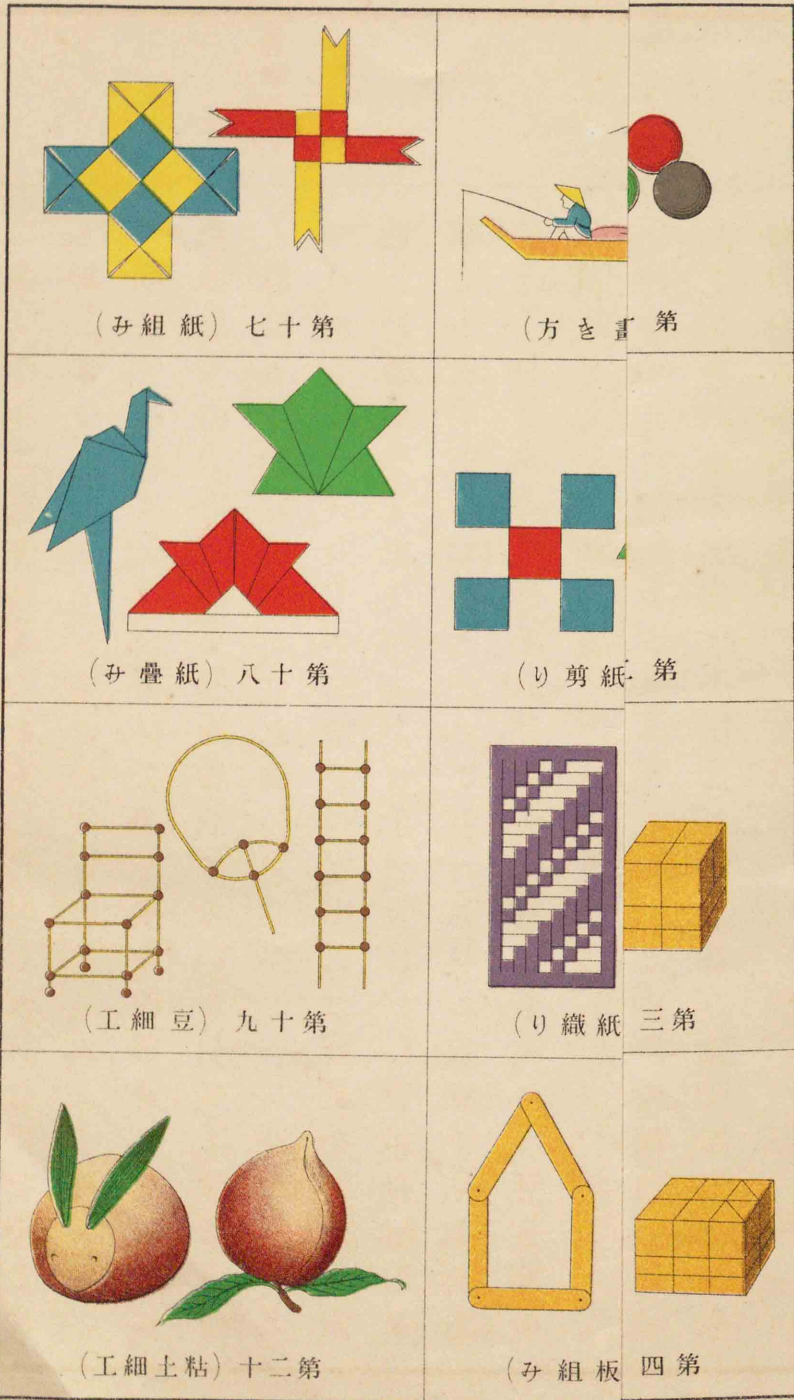
リ
モンテッソ

を養ひ、徳育に資すべきである。たゞし、教訓だけを事とせず、樂しませることをも努めなければならぬ。

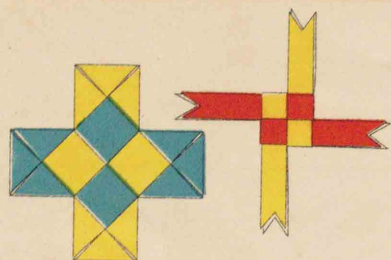
四、手技 手技は恩物を用ひて手と眼を練習するとともに、想像・思考の力を養ひ、美感を養成するのを目的とする。

恩物とは幼兒に恵まれた神の恩賜品といふ意味から名づけたもので、ブレイベルなどの案出した玩具をいふ。六絨・三體・積木(四種)・板排べ・箸及び環・絲及び紐・粒體・紙刺縫取り・畫き方・紙剪り・紙織り・板組み・紙組み・紙疊み・豆細工・粘土細工の二十種がある。恩物は諸種の形體に親しませ、手と眼の練習に必要な材料を集めたものである。

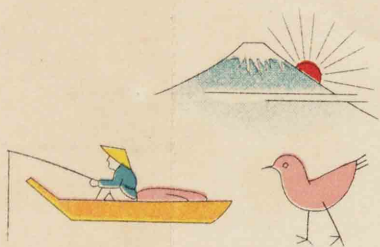
近時イタリーのモンテッソリ女史は、感覺の練習を目的として、砂紙板・木版高塔・大梯・嵌木・絲卷排紐・結・釘掛などの教授材料を工夫した。



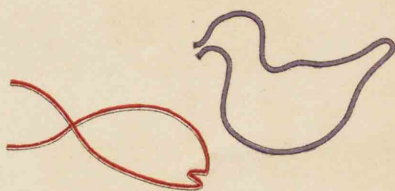
物 恩 の ル ベ ー レ フ



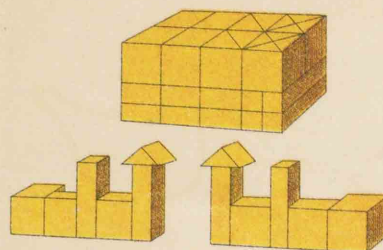
(み組紙) 七十第



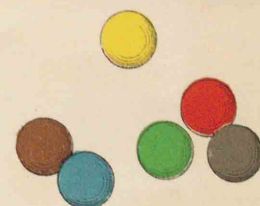
(方き畫) 三十第



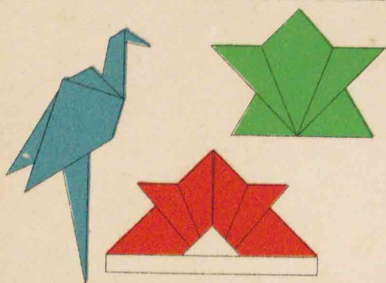
(紐び及絲) 九第



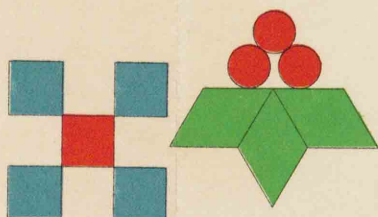
(三第木積) 五第



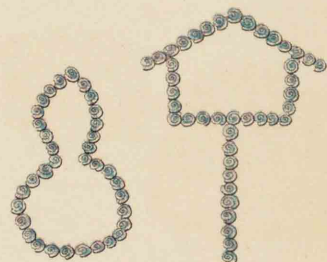
(毬六) 一第



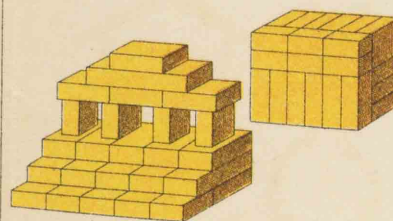
(み疊紙) 八十第



(り剪纸) 四十第



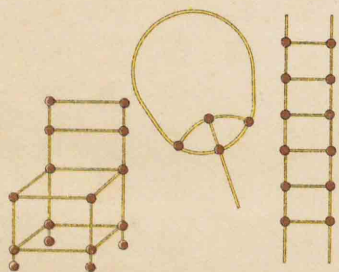
(體粒) 十第



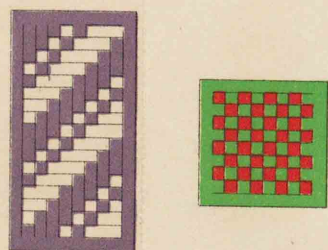
(四第木積) 六第



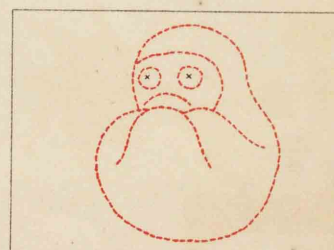
(體三) 二第



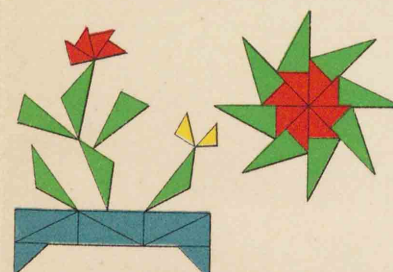
(工細豆) 九十第



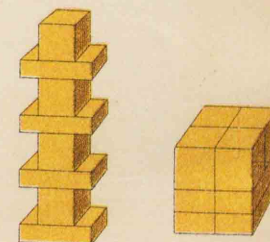
(り織紙) 五十第



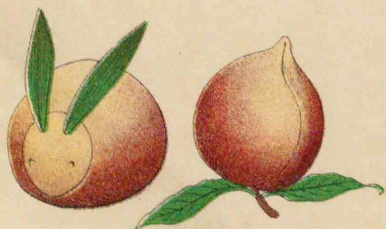
(刺紙) 一十第



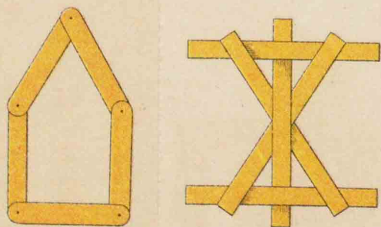
(べ排板) 七第



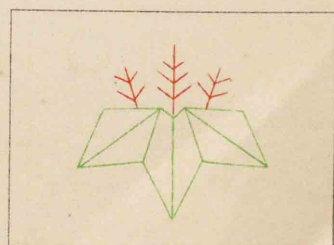
(一第木積) 三第



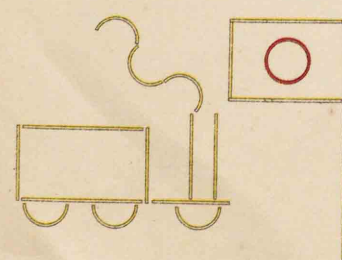
(工細土粘) 十二第



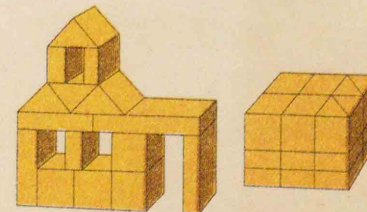
(み組板) 六十第



(り取縫) 二十第



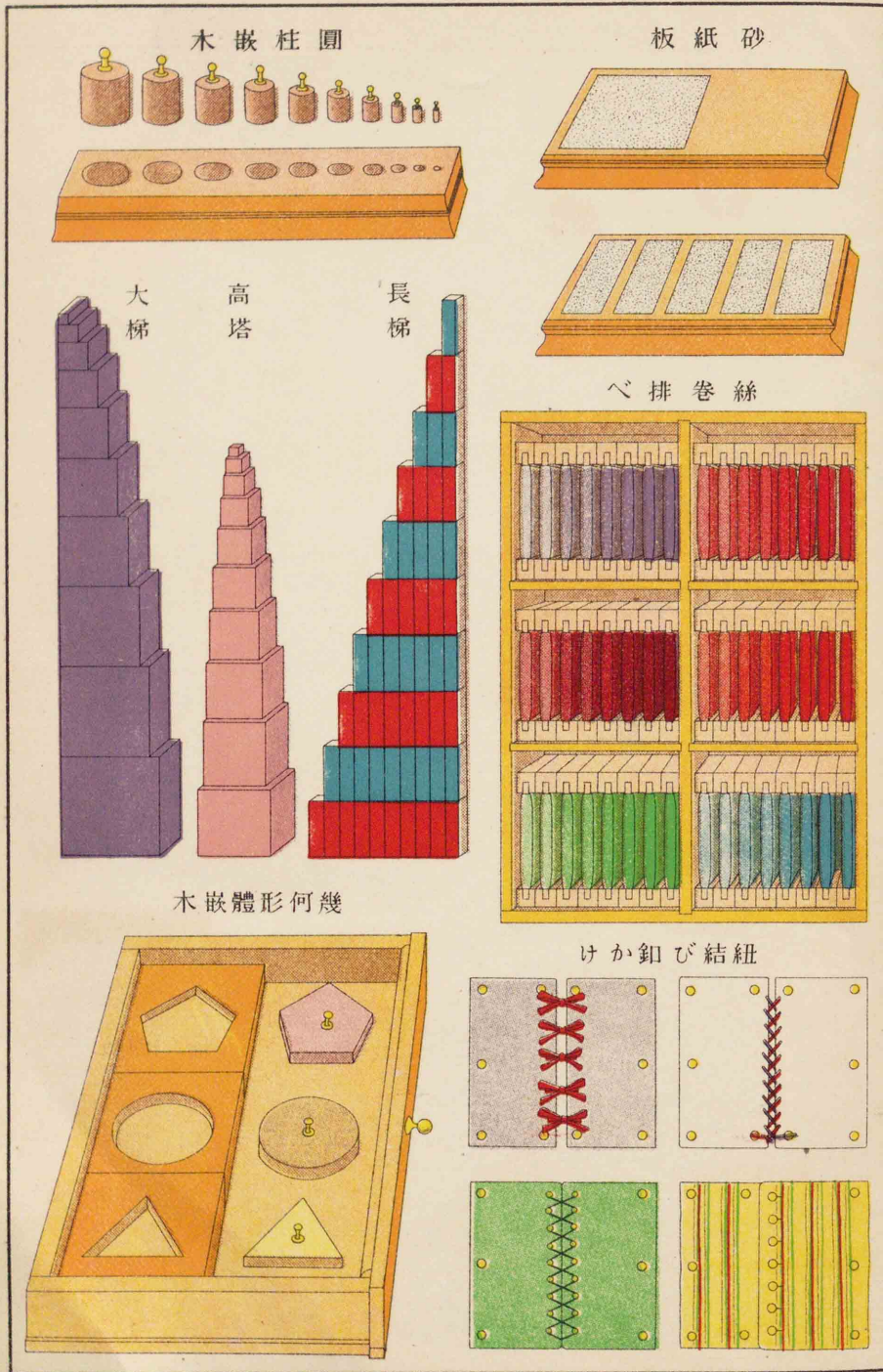
(環び及箸) 八第



(二第木積) 四第

授材料を工夫した。

モテンソリ一教授材料



圖るゐてし用使を具教

杵に釘を嵌めてゐる圖



圓桶の箱を用ひてゐる圖



塔をもつて遊んでゐる圖



挿入物に觸れてゐる圖



右はどれも材料に拘泥しないで、任意にこれを取捨選擇
することを忘れてはならぬ。殊にフレーベルの哲學的意
義——フレーベルが統一・多様個性の三性質を教へる趣旨



史女リソッテンモ

る意を含んでゐる。しかし、一般幼稚園では、或特種の宗教
を鼓吹することは避けなければならぬ。たゞ廣く宗派的
宗教以外の見地から、敬虔の念を養ふこと、少くとも宗教心

の萌芽を萎縮させないことは必要である。特に幼児後期は、發問期として、神に關し世界に關して諸種の質問を發するから、保育の任に當るものは、これによつて敬虔の念に導くべきである。祝祭日などには、祖先の靈に對する敬虔の念を養ひ、家庭と連絡して、宗教心を涵養するやうに注意すべきである。

第三節 幼稚園の設備

一、幼稚園の設備 幼稚園の設備については、小學校令施行規則第二百八條に、

建物ハ平家造トシ保育室遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ
保育室ノ大ハ幼児五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス

遊園の設備

トス 遊園ハ幼児一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例と規定されてゐる。都會地などの幼稚園には、この規定に合しないものもあるが、遊園は幼稚園の設備中最も力を注ぐもので、なるべく廣濶なのがよく、その一部に花壇砂場小山などを設け、樹木、特に花樹果樹を栽培し、花壇には四季の草花を培養し、幼児とともに日々手入をして、自然に對する趣味を養ひ、なほ、淺池を作つて小魚を放養し、または、家禽・家畜の飼養場をも設けるがよい。

二、幼児と自然 保育の中心は室内に於ける手技唱歌などでなく、むしろ幼児をして自然に親しませ、これを觀察感得させることである。随つて、常に遊園で自然に接觸させることが特に肝要である。フレールベルは自ら自然の子とし

て自然を愛好し、自然の教育的價値を讚美した。恩物だけをフレーベル主義の中心と考へるのは、彼の精神の眞諦を解しないものである。自然は、ひとり幼児期だけでなく、児童期に於ても、甚だ必要な教育的手段を供するものである。次に**自然と教育の關係**について一言しよう。

自然と體育

自然と知育

自然と訓育

自然は養護にとつて第一の必須物である。日光と戸外の空氣がどんなに人身に必要であるかは言ふまでもない。自然は人類の發達上に絶えず知識と想像を養はせたやうに、幼児の觀念を豊富にし想像思考を養ふものである。自然は知性を刺戟するとともに、情意を刺戟するから、幼児はこれに反應することによつて情意を練る。美觀などは幼児に於てはまだ發達しないけれども、全く關係がないことはない。幼児は自然を愛好することによつて博愛・同情公

徳を養ひ、自然界に接して秩序・公平・確實の念を養ふ。敬虔の念もまた自然に於ける莊嚴のあらはれによつて養はれる。かやうに觀じ來れば、自然を離れ、ば完全な教育の行はれないことが了解されよう。

第四編 家庭教育(下) 児童期

第一章 児童期に於ける發達

幼兒期に鍛へられた感覺・觀念は、この期に入つて相互の連絡を完成し、觀念は愈、明瞭の度を加へ、思考作用は著しく進歩し、記憶も甚しく活潑に活動し、觀察の範圍が擴張する

児童期の特
色

につれ、觀念内容の蓄積は益々豊富となる。そして、觀念に伴ふ感情は單に個々のものでなくて、情緒を構成し、また、意志活動は單に衝動でなくて、**目的觀念**によつて選擇をするやうになる。

この期に於て著しく知覺の力の進むのは、内部の發達とともに、外部の經驗及び交際の範圍が擴張するからである。幼兒期に於ける經驗及び交際が手近の環境と僅かな遊仲間に限られるのに反し、學校に入れば、その範圍が著しく擴まる。随つて、物を觀察する力も、諸種の事物に對する興味も、ともにこれに伴つて増加する。たゞし、興味は本期の前半に於ては周圍の事物について生じ、後半に於ては歴史文學などについて生ずる。それゆゑ、普通に前半を**直觀時代**と稱する。

直觀時代

直觀

直觀とは實物によつて正しい知覺を生ずることとて、多くの知識の根柢をなす。即ち明確な觀念は正確な直觀に基づき、且觀念は種々に構成され、またはこれを基礎として想像を過去及び遠隔に向けて、知識を限りなく擴める。

抽象

直觀を離れて物を考へること(抽象)の出来るのは人類の特徴であつて、想像思考が高等な心作用といはれるのはこれがためである。

記憶時代

兒童期は生涯中記憶の最も著しい時代であるから、**記憶時代**と稱される。記憶の著しいのは兒童の腦が新鮮であるからである。たゞし、この期の記憶は主に機械的のものである。

直觀の豊富と、これを記憶に止めて置くことによつて、兒童は前記のやうに奔放な空想に走らないで、現實に基づく

想像

想像でなければ承認しないやうになる。兒童の興味が童話から次第に歴史物語に移るのはこれがためである。

抽象と概括

抽象及び概括の作用は、前期に於て既にこれを見たのであるが、この期に於けるほど多くはない。物の關係を吟味する活動即ち思考作用は、十歳頃には著しく進歩する。全體と部分、原因と結果、空間・時間數など、此等の諸關係は年齢の進むに従つて多く吟味されるやうになる。幾多の個々の經驗から概念または一般原理に到達する歸納推理、及び一般の原理から個々の場合を推理する演繹推理も次第に行はれるやうになる。

歸納と演繹

情緒
情操

感覺が結合し統一されるやうに、快不快などの感情も觀念と結びついて情緒となり、更に美を愛し、眞理を愛し、道德宗教に向つて情操を形造る。かやうな情緒及び情操はこ

競争本能

の期に發現する。しかし、この期の感情及び意志は自己を中心とし、同情・愛情なども自我の感情に基づくことが多い。これ競争本能の著しく現れる時代であるからである。競争本能は好闘本能として激烈な形で現れることがあるけれども、名譽心のやうな道德的感情もこれに連絡があるから、悪い方面の現れを抑へ、善い方面の現れに導くことが肝要である。

注意の發達

自我感情の發達は、注意を無意注意から有意注意に發達させて、學問・修養に向ふ基礎を作る。注意は精神を或一點に集中する働で、幼兒に於ては、刺戟によつて知らず識らず惹きつけられる無意注意が多いけれども、この期に入れば、學校生活とともに、自己の意志によつて、或仕事に意識を集中する有意注意をなすやうになる。

第二章 兒童期に於ける教育

この期に於ける教育、特に知育は學校で行はれるが、家庭は、兒童が多くの時間生活する場所として、教育全部について周到な注意を拂はなければならぬ。

一、知育 兒童の直觀時代・記憶時代・思考發達時代に應じて、それ／＼適當な讀物を與へなければならぬ。家庭に於ける經驗と交際は、兒童が諸種の知識を收得する好機會となる。祭日・休暇などに、自然及び事物に接しさせる機會を作ることもまた肝要である。學校は個性的顧慮を缺き易いから、家庭は努めてこの缺陷を補はなければならぬ。たゞし、この期の終は、中等學校に進む頃であり、且小學校終了に際して良好な學業成績を得ようとするところから、無意識の反復による過度の機械的記憶を強ひる弊害が生ずるか

機械的記憶

論理的記憶

ら、注意してこれを避けなければならぬ。蓋し、この期は機械的記憶の時代であるとともに、思考の發達する時代であるから、理會を基礎とする論理的記憶に導くことを忘れてはならぬ。

二、德育 德育は干涉に失せず放任に流れないで、道德的習慣を得させ、自由な秩序の中に、家族的精神と社會的道德の基礎（同情・信賴・從順など）を養ふべきである。父母は自らその範を示し、または懇切な訓誡と周到な注意によつて善良な感化を與へ、學校に於ける父母會・學藝會などには進んで出席して、家庭と學校の連絡を計り、教育の統一に努めなければならぬ。

第三章 品性と個性

第一節 品性

家庭教育の特色は、品性の陶冶に關して周到に注意をすることと、個性を顧慮することとである。

一、品性の意義 品性とは、廣い意味では一般の性格を指すことがあるけれども、こゝでは、行爲に關する道德上の性格を指す。普通に品性の下劣な人などといふ場合には、即ち道德上についていふのである。

二、品性の要素 品性即ち道德的性格の内容は、(一)道德上の判断、(二)道德上の感情、(三)道德を行ふ力の三つである。(一)は善惡を差別する力、即ち道德上の知識・見識である。學校の修身教授は主としてこれが養成を目的とする。(二)は善惡に對する感受性の強弱で、道德上の感受性が強ければ、惡を去つて善に就く。道德に無感鈍感の人は品性の不足者で

道德上の判断

道德上の感情

道德を行ふ力

ある。(三)は遂行の力で、強固な意志と善行の習慣によつて養はれる。その極は、誘惑に勝つて徳行をなすことが出来るやうにならなければならぬ。家庭では此等の要素を教養する機會が頗る多いから、常にその機會を逸せず、學校と協力して、品性の陶冶に努めるべきである。

三、品性と本能 本能は前に述べたやうに遺傳によつて存する人の傾向で、經驗を待たないで發現する。人は誰でも多少同情・社交などの本能を有しないものはないから、その基礎の上に立つて、仁・義・禮・智の徳を涵養することが出来る。しかしまた、憤怒・争鬭・獨占などの反社會的傾向をも有するから、憤怒は義憤に、争鬭は名譽心に、獨占は正義心に轉向するやうに努めるべきである。本能は品性の基礎で、これを變化させることが出来るから、放任しないで、或はこれ

本能の轉向

を發達させ、或はこれを轉向させなければならぬ。
 四、衝動と意志 本能をそのまま、發現してはならないのと同じく、衝動即ち内部の動機が直ちに行動に現れようとす
 る思慮のない活動もまた統制しなければならぬ。これに
 反して、意志は内部の動機に思慮、選擇を加へて外部に發現
 する心の作用である。

五、欲望 欲望は目的もありまた繼續的であつて、衝動のや
 うに發作的でないけれども、道德的生活のためにはこれを
 統制することが必要である。衝動にも善惡の兩者がある
 やうに、欲望にも善惡があるから、善いものはこれを進め、惡
 いものはこれを抑へなければならぬ。「凡べての欲望を阻
 止するのは品性の安全瓣を閉ぢるものである。」といはれる
 やうに、善い欲望はこれを開發すれば、品性を發達組織させ

欲望の善惡

ることが出来る。

六、情緒と情操 欲望は本能に基づくものであるが、快不快、
 興奮沈靜、緊張弛緩などの單純な感情の複合した情緒もま
 た本能から發する。この情緒が次第に發達し組織されて、
 固定的のものとなつて情操となれば、品性の中心として生
 活を支配する根本となる。情操を完成するには、どんなに
 情緒を抑制し組織すべきであるかを知らなければならぬ。
 即ち激烈な情緒や悪い情緒はこれを抑制し、善い情緒はこ
 れを促進すべきである。

情操の完成

幼兒の情緒は一般に一時的發作的であるが、長ずるに従
 つて固定し組織されて情操となる。情操は情緒または欲
 望と衝突することがある。父母友人に對する愛が自己に
 對する愛と衝突するなどはその一例である。かやうな場

意志と判断と情緒

合には、情操で個々の欲望及び情緒を抑制しなければならぬ。情緒の抑制は社會に接する間に自ら教へられるもので、父母、教師、友人はこの情操の陶冶者であるから、常にこれについて注意しなければならぬ。或兒童が愛國者となるか、博愛者となるか、不忠者となるか、利己主義者となるかは、その兒童の周圍にある人の責任であるといはれるぐらゐに、周圍の感化は深刻な影響を與へるものである。

七、意志と習慣 情操とともに品性の主要なものは意志である。意志は、積極的には、判断及び情操の發表力であつて、判断の働を全うさせ、消極的には、激情を抑へて行動に現れさせない二方面を有し、常に行動の決定的位置に立つ。行動を決定するには、過去の知識及び習慣を基礎とする。習慣は心理的にいへば神經の通路を作ること、反復によつ

品性陶冶の注意

て抵抗を減じ、容易に行動に訴へることが出来るやうになつたものである。それゆゑ、善い習慣を形成し、悪い習慣を改造することが肝要である。

品性の陶冶については、常に次の各項に注意すべきである。

- (一) 善良な行動は出来るだけ早く習慣とすること。
 - (二) 新習慣の獲得、舊習慣の打破の際には周密な注意及び努力を要すること。
 - (三) 新習慣が眞に確實に得られるまでは、決して例外を許さないこと。
 - (四) 兒童がしようと決心した行動については、最初の可能な機會や最初の感激を捕へるやうに注意すること。
- 要するに、品性の形成される根本は家庭にあるから、父母

は周到な注意を以て兒童の教養に臨まなければならぬ。

第二節 個性

一、個性と教育 學校教育に於ても、兒童の個性を顧みなければ、到底十分にその効果を擧げることが出來ぬ。しかし、學校は多くの兒童を取扱ふから、専らその個性を顧みることとは困難である。これに反して、家庭に於てはよくその個性を知つて、これに適應した教育を施すことが出来る。

個性は個人の精神上の特性で、人と人を區別することの出来る特徴である。人はおの／＼その面貌の異なるやうに、精神上に於てもそれ／＼異なる特徴を有する。教育はその特性に従つて、善いものは益、これを發育伸張させ、悪いものは努めてこれを抑壓撲滅することによつて、その目的を達することが出来る。随つて、適切な教育を施すには、まづ

個性

兒童の個性を知らなければならぬ。

二、氣質 情意の傾向によつて、古來個性を區別して氣質といふ。氣質はこれを四種に分ける。

(一)多血質 活動は速かであるが弱い。外物に動かされ易く、深く考へることなしに直ちに行動に訴へる。活動が敏活で精神が快活なのはその長所であるが、輕卒で忍耐に乏しい傾のあるのはその短所である。

(二)神經質 活動は遅いが強い。深く考へ過ぎて、決定することが遅い。着實綿密であるが、憂鬱に陥り易く、優柔不斷に傾く嫌がある。

(三)膽汁質 活動は速かで強い。熱心勇猛な人となることが出来るが、強情に奔り、無謀の企をなす傾のあることを免れぬ。

氣質と年齢

稟賦

性質上の精神活動の型式

(四)粘液質 活動は遅くて弱い。思慮行動ともに緩慢であるが、誠實、忍耐の人となることが出来る。しかも冷淡、不活潑である。

右の氣質は人の發達の時期にも該當する。即ち少年は多血質、青年は神經質、成人は膽汁質、老人は粘液質の傾がある。そして、これを個人について見れば、明かにどの氣質に屬するといふことは斷言しがたい。この二者を兼ねてゐるやうなものも往々見るところである。

知力の分量の上からは、その總計によつて、精神の薄弱な低能及び劣等、普通、優秀、並に異常な精神能力を有する天才などに分ける。

性質の上から精神活動の型式を分ければ、次のやうになる。

(一)注意の型では、注意力の強いものと弱いもの、注意の様子に働くものと不平均に働くもの、永續的のものと疲勞し易いものなど。

(二)知覺の型では、主として視覺に訴へて物を把握する視覺型、聽覺に訴へる聽覺型、活動例へば書くことによつて了解の容易な運動型、此等の混合してゐる混合型など。

(三)記憶の型では、早く覺えるもの、緩慢なもの、言語によるもの、事物の直觀によるもの、抽象的のもの、具體的のもの、機械的記憶型と論理的記憶型など。

(四)想像の型では、直觀的、具體的のもの、抽象的のもの、再生的のもの、創造的のものなど。

(五)思考の型では、分析的のもの、綜合的のものなど。

職業選擇

前に述べたやうに、想像及び思考は高等の精神活動で、その型式は**職業選擇**に際して指針となる。直觀的・創造的な傾向は藝術家に適し、抽象的・創造的な傾向は科學者に適する。職業選擇にはまだ廣い觀察と考慮を要するけれども、畢竟するに、個性に適應するものを選び、單に父母の意志だけによつて不適當な方面に進ませるのは良くない。適當な職業によつて天賦の稟性を發揮することが出来るのは、個人の幸福であるばかりでなく、實に國家の幸福である。

我が子の職業選擇は實に父母の最も慎重な考慮を要すべき事柄であつて、近時職業紹介所などで科學的に**適性検査**を行ふのは結構なことである。「子を見ること親に如かず」といふ言葉のあるのは、父母が日常その子に接してゐるのに基づくのであるけれども、科學的方法によつて確實に

その子の長短を測定し、これと環境の事情とをよく考へ合せて、學校及び職業の選擇を誤らないやうにすべきである。嗜好の學科・作業及びその成績を調査することは勿論必要であるが、その他、**醫學的検査**・**心性考査**によつて、心身の特質を確實に調査することも必要である。また、豫め職業に關する知識・見識を與へておくことも必要で、これ謂はゆる**職業指導**と稱されるものである。かやうにして個性に適當する職業を選ばせなければならぬ。

個性の研究は近時最も盛に努められてゐる。精神活動の型式については前にも述べたが、近時ユングは歴史的及び精神分析的の研究に基づいて、これを活動型と受動型に分け、その各々を思考型・感情型・感覺型・直覺型に分けてゐる。兒童が認識し發表する際の態度は、此等多様の状態と現れと

を取るものであるから、教育に於てはこれを考慮に入れなければならぬ。スプランガーもまた歴史的心理的研究によつて、個性型を理論的・經濟的・美的・宗教的・社會的・政治的に分けてゐるが、此等の精神的態度は子女の職業選擇にその基礎を提供するものである。

第五編 學校教育

第一章 小學校の教育

第一節 就學義務

一、小學校と就學義務 現時の文明諸國では、國民生活に必

須な基礎的教育を施すために、國民に義務として小學教育を強制する。我が國では、尋常小學校に於ける六箇年を就學義務の期間としてゐるが、なほ早晚これを延長して、國民一般の教育を向上すべき機運に臨んでゐる。

二、強制教育 國民一般に對する普通教育が甚だ重要な地位にあるにも拘らず、教育の發達は、まづ高等の教育、上流の教育から始まり、小學校教育、國民一般の教育はその發達が甚だ後れたのであつた。近世になつてその必要を自覺するに及び、歐米各國はいづれも國家の立場から就學を強制するやうになり、我が國も明治五年に學制を布き、漸次就學年限を延長して、國民教育の振興を圖り、明治二十三年に義務教育制度が整つて、今日の進歩を見るやうになつた。

三、我が國の現制 我が國の現今の制度によれば、滿六歳か

ら満十四歳までの八箇年を學齡と定め、この期間の兒童を學齡兒童といひ、學齡に達した日以後の最初の學年を就學の始期とし、尋常小學校の課程を修了した時を就學の終期とする。兒童の親權者である保護者は、その子女を六箇年間尋常小學校に入學させる義務を負ふ。この就學義務は納税・兵役の義務とともに國民の重要な義務である。

第二節 小學校教育の目的

小學校教育の目的

小學校教育の目的は、小學校令第一條に次のやうに明示されてある。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

一、身體の發達 國民の體力は國家の幸福發達のために重

大な關係を有する。小學校兒童は最も發育の盛な時代に當つてゐるから、これが完全な發達を圖らなければならぬ。
二、道德教育國民教育 品性の陶冶は人の教育の最も重要な方面で、道德教育の基礎を造ることは小學校教育の主要務の一つである。且國民としての思想感情及び意志を備へなければならぬ。これが國民教育である。教育に關する勅語は、道德教育及び國民教育の方針を示されたものである。
三、知識技能 兒童は將來一定の職業に従事し、一家を成し、國家の一員として活動するものであるから、知識及び技能を收得する必要がある。勿論小學校では或一定の職業の準備をするものでなくて、どんな職業に従事するものにも必要な基礎となる知識及び技能を與へるものである。こ

れ小學校令に「普通ノ知識技能」と規定してある所以である。普通の知識技能を授けて、將來一家を成し職業に従事する兒童に、生活の精神、職業の精神を養うておくのは極めて肝要である。随つて兒童に授ける知識及び技能は、生活と職業に連絡のあるものでなければならぬ。

第二章 養護

第一節 養護の目的

養護は身體の成長と發達を助けて、健康と體力を増進し、且身體各部の機能を全うして、心意の強大な活動の基礎を作る作用である。

養護の目的には二つの方面がある。即ち身體の健康と發育との障害を除いて、身體を保護する消極的方面と、その

保護と鍛鍊

發育を助長し體力を増進するやうに身體を鍛鍊する積極的方面とである。前者は専ら學校衛生の務めるべきところである。後者は主として體操及び遊戲の務めるべきところである。兒童の身體は外部に抵抗する力に乏しいから、十分これを保護しなければならぬ。しかし、保護に過ぎて鍛鍊を怠れば、遂には僅少の障害にも萎縮し、無氣力不活潑に陥る。これ鍛鍊の必要な所以であるが、鍛鍊もまた兒童の發達の程度及び個性の状態を顧みないでその度を過せば、却つて兒童の發達を害することがある。それゆゑ、教育の實際に於ては、保護と鍛鍊と兩々適度に相俟つて作用しなければならぬ。

第二節 養護の方法

養護の方法については、次の諸點に注意すべきである。

(一) 設備上 學校の位置、校地の地形、廣狹、土質、井水などの選定、運動場、庭園の設備、校舎の採光、通風、暖室法など、すべて衛生の原則に遵はなければならぬ。机及び腰掛は兒童の身長に應じて適當なものを用ひ、着座及び作業上の姿勢には十分の注意を要する。そして、校地、校舎は常に清潔にしなければならぬ。

(二) 教授上 教授の始終の時刻、教授時間、休憩時間の長さ、教科の配當などに注意し、謂はゆる過擔に陥らぬやうにしなければならぬ。

(三) 缺陷兒童 特に缺陷のある兒童に對しては、治療的方法を講じなければならぬ。戶外學校、林間學校、休暇植民などは、この目的を達する一種の方法で、日光と空氣の供給を良好にすることによつて、保護の方法を完全

にしよとの試みである。

以上は保護を旨とする消極的方法であるが、鍛鍊即ち積極的方法としては、運動遊戯體操を課すべきである。

(一) 運動遊戯 運動遊戯は筋肉を強健にし、消化と循環作用を助けて、新陳代謝を盛にし、また、快活進取の氣象を養ひ、協同心を養ふのに適する。しかし、一時の感興に馳せ、或は度を過して弊害を生ずることも少くないから、深く注意しなければならぬ。

(二) 體操 體操は身體各部を均齊に發達させ、且強壯にし、また、規律を守り、剛毅快活の精神を養ふものであるから、常に生理上の原理に背反しないやうに指導しなければならぬ。

なほ、兒童の身體の發育は、その年齢性別、遺傳、疾病、榮養運

動・睡眠氣候・季節などに密接の關係を有するから、此等の諸點に深い注意を拂ふべきである。

第三章 教授

第一節 教授の意義及び目的

一、**教授の意義** 教授は知能の傳達及び啓發によつて主として知的活動を教養するのを目的とし、知的活動に訴へてこれをなす教育作用の一方面である。そして、教授は生理・衛生の知識を與へる點に於て養護と關聯し、修身道德の觀念を養ふ點に於て訓練と關係を有する。**文化の財産**は主として教授によつて傳へられ、文化を増進させる知力の働は教授によつて養はれるから、學校に於て盡すべき力と時間的大部分が教授に費されるのは當然のことである。た

文化財

だし、教授だけに専心して、品性の陶冶即ち訓練と、身體の保護鍛鍊即ち養護を忽にしてはならぬ。

二、**教授の目的** 右のやうに、教授には知識・技能を授ける方面と知力を啓發・練磨する方面との二つがある。前者を**實質的目的**といひ、後者を**形式的目的**といふ。即ち教授は生活に必要な材料即ち實質を授與して、形式陶冶即ち心力を啓發・練磨することを目的とする。そして、この兩方面は同時にその効を奏するものであるが、實質の授與・注入に偏すれば心力の練磨を缺き、心力の練磨に偏すれば、材料の如何を顧みることが怠る傾向があるから、實際の教授に於ては、この兩方面に等しく考慮を用ひることを忘れてはならぬ。普通の場合には、教科目と教へるべき材料とは制度の上に規定されてゐるから、一般にその材料を授けることに専心

して、形式的目的を閑却する弊に陥り易い。特に小學校時代には、知力の發達の程度がまだ十分に抽象的事項を了解するのに適しないから、たゞ機械的諳記に走つて、心力の練磨とならないことが多い。短時日の中に凡べての知識、技能を與へようとすることは、到底不可能のことである。それゆゑ、まづ知力を練磨し、理解力を養成して、他日の知識收得の基礎を作つておくことが肝要である。

三、形式陶冶 知力を練ること即ち形式陶冶の效果は、教育の效果と同じく萬能ではない。算術に於ける計算の熟達は、直ちにその人をして凡べての事柄に敏捷にさせるものではない。種々の知力の間には互に關係はあるけれども、知力の凡べての方面を發達させることの出来る教科目及び教授材料は到底存在するものでないから、各教科目及び

各時間に於ては、それ／＼その主眼とする點に注意しなければならぬ。例へば、國語の教授は、言語の關係から想像及び思考を練るけれども、重きを讀書力におき、算術は同じく思考の精確に注意すべきであるけれども、計算の熟達と應用問題の解決力とそれ／＼別に力を用ひるべく、理科は自然界に對する觀察力を練り、また理科的趣味を養ふことに努め、地理及び歴史は社會の生活狀態、時勢の變遷、盛衰に關する見識を養成するべきである。教授の任務は、かうして知力の作用を開發することに努め、同時に人類の生活に關する重要な知識を得させることである。

第二節 教材の選擇

小學校に於ける一定の期間に兒童の學ぶべき知識は極めて多く、その上、日進月歩の社會に於ては益、その分量が増

要
教材選擇の

すから、特に重要な材料を選び取つてこれを授けるのでなければ、児童はその負擔に堪へないやうになる。教授すべき材料即ち教材を選択することが必要なのはこれがためである。

一、教科教材の變遷 學校に於ける教科教材は、多くの變遷を経て今日に至つたものである。初等教育に於ては、もと讀書習字算術だけであつたのを、唱歌・圖畫・體操・修身（宗教・歴史・地理・理科・手工）などを加へ、中等教育に於ては、もと文學・語學が中心であつたのを、技能に關する學科や自然科学を加へて發達して來たのである。また、初等教育に於ては、最初實際的であつたのが次第に多方面になり、中等教育に於ては、最初文學的であつたのが次第に理科的方面を加へて、いづれも多くの教科教材を課するやうになつた。これも文

化の進歩に伴ふ必然の結果で、教育の進歩と見るべきである。しかし、教材が多過ぎて、児童生徒はその雜多なのに眩惑される感のあるのは、教育上注意すべきことである。

従來の發達に徴すれば、次第に自然科学・技能教科を重んずるやうになつた。これ實際生活との交渉に注意するやうになつた喜ぶべき現象ではあるが、久しく文學・語學を中心とした習慣に囚はれて、現に法規に於て自由に選擇することを許されてゐる實際生活の教科についても、その取扱がまだ地方の情況に適當しないものもあるが、これは速に改善しなければならぬ。また、一方、普通教育は直ちに各職業の準備をしようとするものでないから、文化的・修養的教材は、これを理科的教材と同じく尊重して、偏頗のないやうにすべきである。

社會的標準
心理的標準

二、教材選擇の標準 教材選擇に關する一般的標準は二つある。一は、社會の一員として有能にならせるのに適當な教科教材を選ばうとする**社會的標準**で、他は、兒童の發達程度に適合するものを選ばうとする**心理的標準**である。この二標準は社會の要求と兒童の要求の兩者を考へて定めたものである。

第三節 教材の排列及び統合

隨年教法

一、教材の排列 教材の選擇は兒童の心理狀態の發達程度に適合させるべきであるやうに、教材の排列即ち各學年に互る順序を定めるのにも、また兒童の心身の發達に應ずるやうに注意しなければならぬ。我が國では、古く**隨年教法**と稱して、年齢に應じて教材を排列した。因に、支那古代の尙書は夙にこの方法を探つたものである。近時本能の發

デクロリー法

現に應じてこれを排列しようとする**デクロリー法**といふものもある。

單行法

二、三種の排列法 教科教材の排列に關しては三種の方法がある。第一は**單行法**といつて、容易で根本的な學科から始め、一科目を終へて後に次の科目に移るやうに配當するものである。第二は**並行法**といつて、同じく易から難に及ぼし、各學年を通じて全教科を並行して授けるものである。第三は**折衷法**といつて、兩者を折衷する方法である。我が國の小學校の教科課程は、大體に於てこの折衷法によつてゐる。

並行法

折衷法

各法の長短

單行法は「一時には一事」といふ眞理に合し、纏まつた知識を得させ、混雜せず、全體を通觀させる利益があるけれども、各教科目の連絡を缺き、また全部を教へようとして、兒童の

教科案

發達に不適當なものまでも採らなければならぬ不利益がある。並行法はこの缺陷を補ふけれども、一教科目の學習が長年月に亙るから、首尾の一貫全體の通觀を缺くやうになる。折衷法は國語算術修身などの基本的教科は早くから授けて並行して進み、副貳的教科(歴史實業などは主として單行法により、技能的教科(圖畫唱歌などは長年月に亙るやうにするのである。教材排列の結果を教科案または單に教科案といふ。

教授細口
日課表

以上述べたのは、各學年に亙る教材の排列即ち教科案の大範圍であるが、これを學期・月週に分割して詳細に排列したものを教授細目といひ、一週の教授時數に應じて各教科目の教授を適當の日時に配當したものを日課表(時間割)といひ、各教材につきその教授の目的・順序・方法などの豫定を

教授案

記したものを教授案または略して教案といふ。
三、教材の統合 各教科目には相互に關聯する部分がある。例へば、歴史と地理、圖畫と手工に見るやうなものがそれぞれある。そして、この連絡を計ることによつて、教授の効果を一層有効にすることが出来る。この連絡を保ち統一を計ることを教材の統合といふ。

中心統合法
文明史的段
階法

統合には種々の方法がある。一教科目を中心として他教科目をこれに結びつける中心統合法、歴史を中心として各教科目の材料を歴史的發達の順序に排列する文明史的段階法、または地理を中心として各教科目の材料を統一しようとするものなどがこれである。地理は人文・自然兩現象に亙り、人文的教科目と自然科学を統一する利益があるけれども、凡べてを一教科目の下に統括しようとするれば、不

郷土による
統合

自然となることを免れぬ。郷土によつて統一しようとする試みは自然的であるから、ドイツの現行法令はこれを用してゐる。

有機的統合
法

また、各教科目特有の價値と順序を考慮し、しかもその間に自然の連絡を求めて、統一統合を計らうとするものがある。これを有機的統合法といふ。元來各教科目が各、別々に教へられる場合には、連絡の點に注意を怠りがちであるから、有機的・自然的の連絡を計ることが極めて必要である。

人格的統合

小學校では概ね一人の教員が各教科目を受持つから、不自然で無理な統合をするよりも、人格的統合即ち教師の一人であることによつてその連絡を計るのがよいと主張するものもある。これは勿論尤もなことであるけれども、人は各、その得意とするところを異にするから、高學年では教

統合の要

科目の擔任を異にするのが却つて利益と効果が多い。それゆゑ、必ずしも人格的統合に限ることとせず、數人で分擔する時には、よく連絡を計り統一に努めて、教授細目または教授案の作製に十分注意すべきである。

凡べて統合によつて知識を具體的・直觀的に傳へることは極めて大切であるから、我が國に於ても合科的學習としてこれが工夫に努め、米國などに於ける新方法もまたこれを力説してゐる。

第四節 教授の段階及び様式

一、教授の段階 教授の段階とは、兒童をして確實に知識・技能を得させる手續・順序をいふ。兒童が知識・技能を收得するに當つては、まづこれを學ぼうとする欲望が起り、次に學ぶべき事項と連絡のある既有的知識を喚び起し、新知識を

把捉し、遂にこれを自己の所有とするもので、教授の段階はこの順序を追ふものである。次にこれを説明しよう。

(一) 豫備 新に授けようとする教材に兒童の注意を向けさせるために、教授の目的を指示し、これを學ぼうとする欲望を起させ、質問によつて新教材に關係のある既習の觀念を想ひ起させて、學習の興味、動機、欲望を喚び起すことは、教授上最も大切である。教授の實際に於ては、學習動機の振起、既有觀念の整理、事物の直觀、基本の練習をすることがある。

(二) 提示 前段に於て學習の欲望を起し、既有觀念を整頓し、こゝに新材料を提示する。提示には種々の方法がある。即ち知識的教材はこれを理解させるために、正確な判斷を得させて、十分啓發するやうに注意し、技能

的教材は示範を與へてこれを實習させ、または説明の後考案させるやうにすべきである。かやうに教材の性質によつてその方法を異にすべきであるが、實際は單に教師の陳述だけに止めないで、或は講話の中に問答を交へ、或は繪畫標本等によつて直觀に訴へ、或は材料によつては生徒自身に思考判斷させることが肝要である。かうして正確な判斷に導くには、明瞭な直觀を要し、明瞭な直觀には刺戟が強く且多様なことが必要である。たゞし、刺戟はあまり強過ぎて興味を害し、多過ぎて混雜に陥るやうなことがあつてはならぬ。

(三) 整理 直觀し判斷した事柄を概念、法則に導き、且收得した材料を概括させて既有知識の系列中に編入する。かうして、知識は、理科は法則に、修身は格言のやうな形

に要約される。技能にあつては自己の作業または成績物を模範に對して批評させる。

(四)應用 直觀し判斷し概括して得た知識も、自ら實際に

その應用を試みなければ、理解も確實でなく、また永續しがたい。これ應用の必要な所以である。技能もまた應用によつて始めて自己の能力となるものである。

以上は教授の際普通に踐むべき正當の順序である。しかし、教材の種類によつて適宜に工夫することが肝要である。徒に形式に囚はれて、巧みにこれを活用することを忘れ、却つて冗漫な教授となり、兒童の興味を失ひ、教授の効果を全うすることが出来ぬ。教授の段階に對して往々非難の起るのは、形式に拘泥して實際の運用を忘れるからである。

教材と段階

注入的敎式
啓發的敎式

二、教授の様式 教授の際に於ける教師兒童間に起る活動の様式形式を、教授の様式または單に敎式といふ。敎式を大別すれば、教師が主に活動して兒童はこれに隨つて學ぶ注入的敎式と、兒童を活動させて教師は輔導の地位に立つ啓發的敎式の二つになる。示敎式・示範式・講話式は前者に屬し、問答式・課題式は後者に屬する。

(一)示敎式 これは實物模型・標本・繪畫などを示し、または實驗を行ひ、兒童にこれを觀察させ、教師の説明を加へながら教授を進める敎式で、直觀に訴へて理解させる。理科・地理などはこの式によるべく、歴史もまたなるべく、繪畫・地圖などを用ひるべきである。その他の學科も直觀に訴へて、この式を加味するがよい。

(二)示範式 これは模範を示してこれに倣はせようとする

る教式で、圖畫・手工・書き方・裁縫・唱歌・體操などの技能教科はこの式による。國語の綴り方・読み方または修身の作法などもこれによる。これも直觀の作用に訴へ模倣の心理によるもので、説明よりは會得し易いものである。

(三) 講話式　これは教師が講述・説話によつて自ら語つて兒童に聽かせる教式で、修身・歴史・地理は多くこの式により、理科・算術に於ける説明もこの式による。講話もまた直觀的にし、説明は正確適切で、直接兒童の思考・感情・意志に訴へることを要する。

(四) 問答式　これは教師と兒童が互に發問・應答しながら教授を進める教式で、兒童の注意を集中し、思考を働かせ、また發表を練習させる上に極めて適切であるから、

發問の注意

古來發問及び應答は非常に注意されて來た。發問には、發問によつて兒童自身に考へさせるのを目的とする**思考的發問**と、知識が確實に得られてゐるか否かを試みる**試験的發問**と、既得の知識を發表練習させる**復習的發問**の三種がある。どれも兒童を活動させ思考させ發表させるものであるが、發問が多きに過ぎ、またはその間に連絡を缺けば、却つて自發活動と思考を妨げ、發問の目的に反する結果を生ずるから、發問については十分の思慮練習を積むことが必要である。次に發問に關する一般の注意を擧げよう。

- (イ) 發問は簡單明瞭であるべきこと。
- (ロ) 發問の間に連絡關係のあるべきこと。
- (ハ) 時間を空費し、思想を混亂させ、倦怠を起すことが

あるから、發問は妄りに多く發しないこと。

(二) 兒童の能力・個性に適應すべきこと。

(ホ) 應答には正確明瞭な言語を用ひさせること。

(五) 課題式 　これは問題を與へて兒童自身に活動させる教式で、問答式よりは組織的である。この式は算術綴り方に多く行はれる。課題はまた質問と同じく兒童の能力程度に適應し、且自由活動を妨げない範圍に於て指導すべきである。課題に對する答案は十分にこれを檢べて、誤を正し、その理由を了解させなければならぬ。訂正法は熟練に俟つことが多いが、また熱心と忠實によることは勿論で、訂正・批評の如何は教授の効果に大關係があるから、周到な注意と熱心な努力が必要である。

教式運用上の注意

以上の教式はその特徴によつて區分したもので、教科目・教材の性質上、主として或教式を採るべきであるが、全然それだけによつて教授すべきでなく、適宜に他の教式をも併せ用ひるべきである。教授に於て諸教式を併用すれば、教授の單調を避けることが出来る。しかし、あまり教式に拘泥すればその弊に陥り易いから、適切にこれを運用することを忘れてはならぬ。そして、教育の理論に對する眞の了解及び熟練によつて、自由にこれを運用することが出来る。また教材に關する興味と熟達によつて、活氣のある教授をすることが出来るものであるから、教法に意を用ひるとともに、教材に關する研究をも怠つてはならぬ。

第五節 教授と自己活動

一、教授と自學

知識・技能は單に機械的にこれを收得させ

自學

ても、その運用の方法を知らせなければ、眞に教授の効果を擧げたといふことは出来ぬ。活用する知識・技能は單に注入によつて收得させることが出来るものでなく、兒童をして興味を持つて活動して自ら知識を建設させなければならぬ。これ注入教式よりも啓發教式の特に力説される所以である。教授は兒童の自己活動を輔導し、兒童をして自學させるのを眼目としなければならぬ。これ教授に於てソクラテス以來啓發的方法が重んじられる所以である。

ニ、ソクラテス方法　ソクラテスは人に知識を授けるに當つて、まづ正當な知識を與へる準備として、問答によつて過去の偏見・誤解を去り、次に新教材を與へ、その人自身をして、これを概念・法則・定義にまで追求させることに努めた。これソクラテス方法またはソクラテス問答法と稱されるも

自然研究
發見的方法

ので、外部から注入しないで、内部から引出すことを目的とするから、ソクラテスは自らこれを産婆術と名づけた。

三、遊戯的方法　遊戯は兒童の自己活動に起り、遊戯的方法は兒童を發動的に導くことが出来るところから、夙に教育者の注意に上り、多くその採用するところとなり、遊戯及び作業によつて、行動に訴へ直觀に訴へることが力説されるやうになつた。

四、歸納的方法　教授に於て、短時日の間に多くの知識を收得させようとする結果、知らず識らずの間に注入に奔ることを免れぬ。且教科書を用ひる結果、言語による説明に満足して終ることが少くない。この弊を防ぐため、理科教授では、自然界に接して、直接兒童自身に學ばせようとする自然研究、兒童自らに工夫發見させようとする發見的方法、歸

科學的方法

納的に原理に到達させようとする科學的方法などの主張を見るやうになつた。理科教授でも、全くかやうな自學的方法によることは不可能であり、且弊もあるが、大體に於て自己活動を基礎とすべく、國語教授、算術教授なども單に注入に奔らず、兒童自身で法則を發見させるやうな方法を加味することに努めるべきである。

五、**作業主義** 兒童は抽象的に物を考へるよりは、具體的に了解し易い性質を有するところから、近時行動作業に訴へてこれを自發的に取扱はうとする傾向が盛になつた。作業主義の教授が即ちこれで、古くフレイベルなどの主張したのもこれである。

要するに、教授は一般に抽象に流れ注入に偏し易いから、直觀・行動作業・自學の方面に注意すべきである。

第六節 教授と個性

學級教授と個性

學級教授は多數のものを相手とするところから、個性の能力に適合しない結果を生ずる。これその性質上避けがたいことであるが、なるべく個性に適した教育を施すべきであるから、優秀・尋常・劣等の組を分けて、教授の材料または方法を異にし、多少でもその缺點を救ふ工夫をするがよい。特に劣等兒の數が甚だ多い時には、**特別學校**若しくは**特別學級**を編成して、なるべく小人數として特別の教育を施すがよい。また、學級の中で優・中・劣等の分團に分け、それ／＼適當な教授を施すことは、我が國でも既に試みられてゐる。これを**分團教授**といふ。教育は畢竟各個性を伸びるだけ伸びさせるべきであるから、出来るだけの個別的取扱によつて、個性を適當に開發することに努めなければならぬ。

特別學校
特別學級

分團教授

第四章 訓練

第一節 訓練の意義及び目的

一、訓練の意義 訓練とは情意を練り道徳的品性を養ふ教育作用をいふ。即ち主として實行によつて直接に情意を教養しようとするものである。小學校に於ける訓練は、家庭及び幼稚園で養はれた良習慣を助長して、道徳教育及び國民教育の基礎を作り、習慣的、他律的の状態から、次第に自治的、自律的の域に進ませるべきである。

二、訓練の必要 人が社會的生活をなすには、その身體の活動も智能の働も、ともに共同生活の福利を増進するのに適せさせなければならぬ。人は社會を離れては一日も存在することが出来ないから、社會の一員として正しい活動をする基礎である品性を教養することは、教育上甚だ必要である。

ある。

三、訓育の目的 訓練は道徳的性格即ち品性を陶冶して、正しい社會的活動を營ませる基礎を作ることとを目的とする。そして、學校では社會的訓練を與へる機會が多いから、その方面から家庭生活を補つて、この目的を達する方法を考慮しなければならぬ。

第二節 學校生活と訓練

學校は一の社會ともいふべく、校則、校風、級風、儀式會合、自治的施設などは、訓練上重要な機會を與へる。遊戯、作業、學習も共同の中に行はれるものであるから、團體的精神を與へるのに適する。

(一) 校則 校則は他日國家の法令、社會の規約に従はせる遵法の精神の基礎的訓練として重要である。

(二)校風級風 校風級風は校則と相俟つて、學校の精神、生徒の氣風を作る源である。國風・家風が知らず識らずの間に國民の精神、家族の氣風を教養すると同じく、校風級風が生徒に及ぼす影響は頗る大きいから、善良な校風級風を作ることには注意しなければならぬ。

(三)儀式 儀式には國民一般に關するものと學校に關するものがある。祝日・大祭日・皇室の慶弔・國民記念日などは前者で、入學式・卒業式・創立記念日などは後者である。二者ともに敬虔の念を養ひ、共同的精神を振起するものであるから、嚴肅にこれを行はなければならぬ。儀式に於ける莊嚴な空氣は、自ら兒童の感激を促すから、この機會を利用して、儀式のいはれを説き、忠君愛國の志氣を鼓舞し、兒童の感情を誘發して感奮興起

させるやうにすべきである。また、儀式の施設に參與させて、勤勞の精神を養ふとともに、儀式の意義を徹底させることもその効果を大きくするものである。

(四)會合 會合もまた訓練に資することが多い。協同勤勉・秩序責任などの感を養ひ、また會合の場合には、兒童の個性を觀察する機會が多い。それゆゑ、學藝會・運動會などはこの點に於ても利益がある。

(五)自治的施設 兒童を學校の仕事に參與させ、或は自ら計畫させ、或はこれを整理させて、協同・秩序責任の諸徳を養ひ、自治的習慣を養成するのは自治的施設である。自治は訓練の最終の目的ともいふべきものであるから、適當に施設しなければならぬ。たゞし、その方法が悪ければ、これに伴ふ弊害も少くないから、よく兒童の

自治的施設
の弊

年齢能力事情境遇などを考へて、適當な方法を講ずべきである。

自治的施設の陥り易い弊は次のやうである。

(イ) まだよく發達しない精神に過勞を強ひ、早熟に陥らせること。

(ロ) 權力を賦與するため、傲慢心を起させ易いこと。

(ハ) 教師の人格的感化を破壊する恐のあること。

(ニ) 單なる遊戯に陥り易いこと。

しかし、指導の慎重、聰明努力によつて、此等の弊を避けることが出来ないことはない。要は、あまりにその効果を過大視しないで適當にこれを行へば、我が國民の缺陷である責任感、公共心を養ふことが出来る。

以上の外、學習作業及び遊戯の間に、協同責任の感を養ひ、

旅行遠足に於て訓練の機會を利用することも大切である。少年義勇團、少女野營團などもまた實に諸種の訓練の機會を與へるものである。

第三節 訓練の方針

凡そ訓練は、束縛干涉に失せず、自由放任に流れず、寛嚴その宜しきを得て、始めてその効果を擧げることが出来るものである。

兒童の情意は活動的であるから、一言一行に干涉して過度の抑壓を加へれば、その活動性を満足させて正常な發達を遂げさせることが出来ぬ。干涉抑壓の極は、誠實の心を失ひ虚偽の惡習に染む恐がある。兒童の虚言は叱責處罰に對する恐怖に基づき、隱蔽譎詐は干涉抑壓の餘弊である。父母教師の干涉は、兒童を思ふ眞情から出るものではある。

干涉抑壓の
弊

自由放任の弊

が、兒童はとかく目前の束縛を厭ふところから、長上の眞情を汲むことが出来ないで、却つて惡結果を來す實例は決して少くない。

これに反し、愛に溺れて兒童の自由に放任すれば、放縱に流れ、欲望の奴隸となり、惡風に染みて、後日その弊を脱しさせることが頗る困難である。ロックは、幼時に溺愛し、放任し、自然の性を害ひ、害毒を源に注いでおいて、後その毒液の苦いのに驚くのは自業自得である。といひ、また、これは欲望を制御しないからである。少時に他人の理性に従はないものが、どうして成人後に自分の理性に従ふことが出来る。放任氣隨に育てられたものが、どんな品性の人となるかは容易に想像することが出来る。といつた。

要するに、嚴格に偏せず、放任に流れず、二者その宜しきを

訓練の要訣

得なければならぬ。ロックは、一見矛盾してゐるやうなこの兩者を融和することの出来る人こそ、教育の眞の秘訣を體認してゐる人である。といつた。

第四節 訓練の手段

訓練の手段には次のやうに諸種の方法がある。

(一) 示範 模範を示して兒童に倣はせることは、訓練上最も有力な手段である。幼時は模倣及び暗示性に富むから、父母、教師、友人の行動には甚大の注意を拂はなければならぬ。美しい人格の自然の發露による徳風は、最も望ましい示範である。

(二) 命令禁止 教師が自己の意志を明示して兒童に命令して或事を行はせ若しくは禁止することも、訓練の一方法である。命令禁止は實行を強ひるものであるが

命令の注意

ら、これがために自由を妨げて有害な結果を招かないやうに注意しなければならぬ。次に命令禁止について注意すべき事項を挙げよう。

- (イ) 命令禁止は、これを發するに先立つて、兒童の實行することが出来るか否かを考へること。
 - (ロ) 命令禁止は多きに過ぎないこと。
 - (ハ) 命令禁止は前後一貫して統一のあるべきこと。
 - (ニ) 一度命令禁止を發した以上は、必ずこれを實行させて、常にその結果に注意すること。
 - (ホ) 命令禁止は兒童の成長するに従つて次第にこれを減じ、これに代へるのに勸告助言注意の形を以てし、更に自意に基づく行動にまで進ませること。
- 兒童の實際生活上不可能のことを強制すれば、兒童

自律と他律

を無氣力に陥らせ、憎惡の念を起させる。統一がなく前後矛盾する場合もまたさうである。命令禁止の音調は、斷乎として而も靜肅に、且好意を以てしなければならぬ。

- (三) 訓諭 訓諭は希望を述べて兒童の考慮を求め、反省を促し、自發的に實行に導くもので、命令禁止の他律的なのに反して自律的である。次に訓諭について注意すべき事項を挙げよう。

- (イ) 訓諭は兒童の判斷及び感情に訴へるものであるから、理由を正し、且感激を旨とすべきこと。
- (ロ) 訓諭の言語は嚴格であるとともに溫和であるべく、冗漫に失しないこと。
- (ハ) 言行一致して訓諭を與へるのが最良の方法であ

懲罰の意義

(四)懲罰 命令・訓諭が効を奏しない場合には、最後の手段として懲罰を加へる。懲罰は故意に苦痛を感じさせ、悪行を矯正し將來を戒めようとするもので、悪行に對する應報の意味を有し、また、犯罪者に對する威嚇及び社會防禦の意味を含むけれども、個人改善を目的とすべきことは勿論である。

懲罰の方法

懲罰の方法には、名譽を奪ふこと、自由を拘束すること、身體に苦痛を與へることの三種類がある。名譽罰、自由罰、體罰がこれである。此等の罰を加へるには、次のやうな注意を要する。

加罰の注意

(イ)罰は濫用すれば、これに慣れて無恥の人となり、ま

小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得、但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス
(小學校令第四十七條)

たは自信の念を失うて自暴自棄の人となる恐があるから、なるべくこれを避けて、訓練上最後の手段として、止むを得ずこれを課すること。

(ロ)罰は非行の動機及び境遇事情などを考へて、適當にこれを課するやうにすること。

(ハ)罰は個性及び發達の程度を參酌して、同一の非行に對しても必ずしも同一の罰を課することがなく、効果の如何を顧みて個別的にすること。

(ニ)罰は愛情を以てこれを行ひ、私情を挟み公平を失うてはならぬこと。

モンテソーヌが「罰は兒童に附ける薬である。薬を與へるのに怒つてするものはない。」といつたのは、味ふべき言である。前に述べたやうに、罰は慎重な注意を以

自然罰

て課せなければ、弊害を件ひ易いから、ルソーやスペンサーなどは、人爲的に罰を課さないで、自然の成行に任せ、自然にその非行を悟らせることを主張して、これを自然罰と稱したけれども、これは謂はゆる懲罰でないから、結局懲罰を課さないことである。かやうに、何等の警告・注意をも與へないで、自然の成行に任せれば、その非を悟る時は最早回復の出来ない時であらう。随つてこの主張はたゞ罰及び干涉の弊を説いたものとして注意すべきである。

非難・譴責

非難・譴責も罰の一種で、軽く不快の感情を起させて、非行を反省させる方法である。これも罰と同じく、個性によつて緩急があるべきである。非難が侮辱に流れないやうにすることは特に必要である。

(五)褒賞

懲罰と相對するものは褒賞である。褒賞は善行に對して故意に快感を與へて獎勵を加へるものである。その方法には、物品を與へ、名譽を與へ、賞讃及び満足を表し、獎勵の言を加へるなど、種々の手段がある。褒賞は時に欲望の奴隸とならせる傾があるから、これを非難するものもある。もとより褒賞は年齢の長ずるに従つてその必要を減ずるものであるが、年少期にはその効果も決して少くない。名譽・獎勵・満足などはその弊も少いから、巧みにこれを利用して、訓練の動機を作るがよい。

第五節 訓練と教育者

かやうに訓練の方法は種々あるけれども、よくこれを取捨選擇し調和統一してその効果を全うするのは、教育者の

人格と熱誠

人格と熱誠に俟つから、訓練の眞の據所は教育者その人にあるといはなければならぬ。そして、訓練は情意の直接教育によるものであるから、教師の品性が最も大きい關係を有することは明かである。これ教師は自ら人格の修養に心を用ひなければならぬ所以である。

教育者の修養

要するに、訓練は、兒童の品性を陶冶することである。そして、他人の品性を陶冶するには、まづ己の品性を磨かなければならぬ。若し教育者の品性に缺けた點があれば、その與へる訓諭忠告も十分な効果を奏しがたい。つまり、己の心底から出ないものは、決して人の心底に入るものでない。それゆゑ、教育者は常に精神の修養に努め、熱心親切公平を以て生徒に接することが、訓練を最も有効にする道であると思はなければならぬ。

第五章 學校の種類

第一節 各種の學校

各種の學校をその目的によつて分類すれば次のやうである。

- 一、普通教育 普通教育は人として國民として必要な一般普通の教育を施すもので、小學校・中學校・高等女學校・高等學校などはこれに屬する。
 - 二、専門教育 専門教育は専門の教育を施すもので、實業學校・師範學校・各種専門學校・大學などはこれに屬する。
 - 三、特殊教育 特殊教育は特殊の事情境遇にあるものに施すもので、盲學校・聾啞學校・低能兒學校・白痴學校・孤兒院・感化院などはこれに屬する。
- また、各種の學校をその程度によつて分類すれば、初等教

育中等教育、高等教育の三となり、設立の費用の出所によつて分類すれば、官立學校、公立學校、私立學校の三となる。此等各種の學校は相俟つて整然たる一の學校系統を組織する。本章の終に掲げてあるのは、我が國現在の學校系統である。

第二節 普通教育

一、幼稚園及び小學校 幼稚園及び小學校については既に述べたから、こゝにはこれを省略する。

二、中學校及び高等女學校 中學校及び高等女學校は、それぞれ男子及び女子に須要な高等普通教育を施すのを目的とし、特に國民道德の養成に努めるべきであると法令に規定されてゐる。中學校の修業年限は五箇年、高等女學校の修業年限は五箇年または四箇年で、その上に高等科を附設

することが出来る。どれも尋常小學校卒業生を收容する。中學校には特別の必要のある場合にかぎり豫科を置くことが出来る。

三、高等學校 高等學校は男子の高等普通教育を完成するのを目的とし、特に國民道德の充實に努めるべきである。法令に規定されてゐる。修業年限は七箇年で、これを高等科(三箇年)、尋常科(四箇年)に分ける。高等學校には高等科だけを置くことが出来る。現在の高等學校の多くは修業年限が三箇年で、中學校第四學年を修了したものを收容する。

第三節 専門教育

一、實業學校 實業學校は小學校を終へて將來工業、農業、水産、商業、商船などの實業に従事しようとするものに初步の實業教育を授けるものである。

二、師範學校 師範學校は教員の養成を目的とするもので、師範學校及び高等師範學校の二種類がある。教員養成所も師範學校に類するものである。

三、専門學校 専門學校は各種専門の學術・技藝を授けるもので、農・工・商などに關する實業専門學校及び醫學・美術・音樂その他に關する専門學校がある。中學校・高等女學校または實業學校の卒業生を入學させる。修業年限は概ね三箇年または四箇年である。

四、大學 大學は國家に須要な學術の理論及び應用を授け、並にその蘊奥を攻究するのを目的とし、兼ねて人格の陶冶及び國家思想の涵養に留意すべきである。法令に規定されてある。常例としては數箇の學部を置くが、特別の必要のある場合にかぎり、一學部を一大學とすることが出来る。

修業年限は三箇年または四箇年である。

第四節 特殊教育

一、盲學校 盲學校は盲人に普通教育及び職業教育を施すもので、佛國人アウイが十八世紀の末にパリに盲學校を開いたのに始まり、後點字が發明されて學習が容易になつたとともに、盲教育は非常に進歩し、各國に盲學校の設立を見るやうになつた。我が國では、明治十一年に京都府立訓盲院が設立されたのが始で、現今は七十有餘の盲學校がある。盲學校は凡べて鋭敏な觸覺や聽覺によつて教育の方法を工夫してある。

二、聾啞學校 聾啞の教育は早くから工夫されたが、その學校の設立されたのは、レペーの力によつて一七六〇年にパリに設けられたのが始で、爾來各國に於て盲教育とともに

進歩し、手指による指話法、他人の唇を見ることによつて會得する發音法などによつて思想を通ずることが工夫された。此等不具者の教育がかやうに進歩したのは、單に彼等にとつて幸福なばかりでなく、また社會の進歩にとつても喜ぶべきである。

三、**低能兒學校** 低能兒學校は一に**補助學校**ともいひ、智能の發育が極めて不十分で、到底正常の兒童とともに教育することの出来ないものに對して行ふ特殊教育の學校である。かやうな能力薄弱の兒童の数が學校を組織するに足らない時には、普通の學校に於て、學級だけを別にして教育する。これを低能兒學級または補助學級といふ。これは一八六七年ドイツのドレスデンでかやうな學級を編制したのに始まり、爾來各國に於てこの學級及び學校の施設を

見るやうになつた。そして、どんな兒童を低能兒とすべきであるかは慎重な研究を要し、教師、醫師、監督者、保護者の深い注意の下に決定しなければならぬ。

四、**白痴學校** 低能兒よりも一層智能が劣つてゐて、生理上の危険さへ自ら避けることの出来ないやうな程度のもを教育する場所を白痴學校といふ。一八二八年、オーストリアのザルツブルグに開かれた白痴院が、この種の學校の始で、爾來各國にその設立を見るやうになつた。この教育は感官の習練から始めて、次第に小學校の教科を授けるもので、近時手工をその中心教科とする傾向がある。

五、**治療學校** 治療學校は腺病、貧血症及び結核病などの身體的缺陷のある兒童を收容して、これを治療するとともに教育を施すものである。一九〇四年、ベルリンの郊外シャ

休暇植民

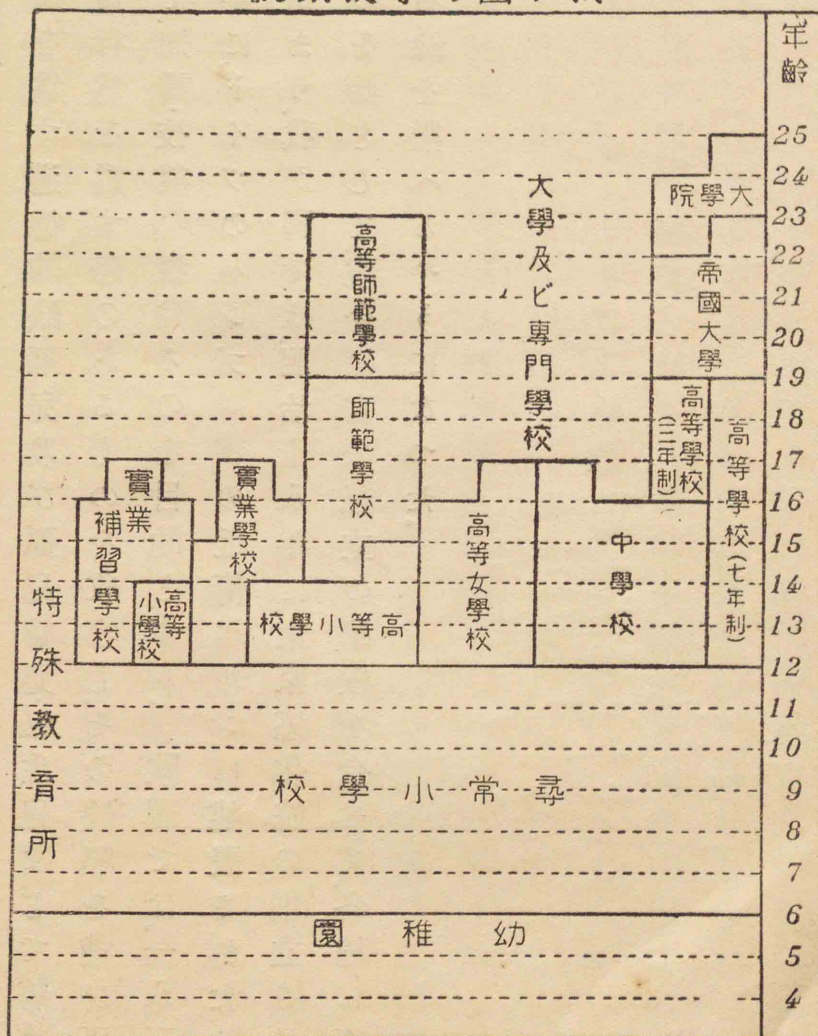
一ロツテンブルグに始められた林間學校がその始で、爾來ロンドン・ニューヨークなどに戶外學校が設けられた。これより先、休暇植民と稱して、休暇中、缺陷兒童を山中または海濱に移して、主として養護に努めたのは、一八七六年以來のことであるが、近時益盛になつた。

六、孤兒院 孤兒院は救濟慈善事業として頗る早くからその起源を有してゐる。我が國では、上古既に平城京に悲田院を設けて孤兒を收容した。特別な教育的建物としては、ドイツのフランクが一六九五年にハレに開いたのを始とし、ペスタロッチが孤兒の教育に盡したのも有名な話である。現今では、各國ともに大規模の孤兒院を設けて、孤兒の生活と教育を緊密に關係させるやうに工夫してゐる。

七、感化院 感化院は、滿八歳から十八歳に至るまでの、不良

行爲を爲す道德的缺陷兒及び孤兒貧兒私生兒などで將來不良行爲を爲す恐のあるものを收容し、その缺陷を補ひ正して、知識技能を授けるのを目的とする。歐洲では、一八三三年に、ドイツのハンブルグの近傍ホルンに建設されたのに始まり、我が國では、明治十八年に東京感化院の創立されたのを始として、現今は官公私立の學校を合せて、各地に五十有餘を數へるやうになつた。

我が國の學校系統



第六編 社會教育

第一章 家庭・學校・社會の關係

家庭・學校・
社會の連絡

兒童は家庭に育ち學校を出て社會の人となるのであるが、しかも家庭に育つ間でも社會に接し、學校に入つてもまた家庭の人であるとともに社會の境遇の中にあるから、家庭・學校・社會の三者は互に連絡して、教育のことに與らなければならぬ。家庭教育・學校教育とともに社會教育が近時著しい進歩を見るやうになつたのは、もとより當然のことである。そして、社會改良は實に教育上緊要な施設である。

第一節 家庭と學校

家庭と學校が教育上連絡統一を計る必要のあることは前に述べた通りであつて、両者が互に了解し互に力を協せ

保護者會

ることによつて、衝突も避け浪費も省くことが出来る。若し互に了解するところがなかつたならば、教育の力を減殺して、十分に實績を擧げることには出来ぬ。

保護者會(父兄會)は家庭と學校との連絡上重要であるから、この機會に於て、父兄側と教師側とは互にその見るところ考へるところを談合して、意志の協力を圖り、兒童教育の効果を全くするやうに努めなければならぬ。米國では、大規模な全國的父兄教師會を組織し、家庭教育の改良、家庭と學校の連絡、幼兒教育、兒童保護、少年勞働問題等について論議するやうになつてゐる。我が國でも、近來教育に關する父兄の興味が増加し、父兄會の隆盛を見るやうになつたのは喜ぶべきであるが、なほ一層その實績を擧げることにも努めるのは父兄の義務責任である。また、學校側でも時々家

庭を訪問して、此等の連絡に注意すべきである。

第二節 學校と社會

家庭と學校が互に連絡統一するやうに、學校と社會も緊密な關係を保たなければならぬ。元來學校は社會の建物であつて、社會の一員としての有爲な子女を教養するのを任務とする。しかるに、學校當事者が一定の教科目と學科課程に囚はれる結果、却つて學校と社會が分離して、社會の實際生活と教科目及び作業との連絡統一を缺くことが少くない。これ近時、學校の社會化が主張されるやうになつた所以である。

學校の社會化とは、學校が社會的建物であるといふ意義を徹底させ、社會の要求に従つて、學校を實生活の準備として有効にしようとする主張であり、學校生活と社會生活の

學校の社會化

教科・教材
と實生活

連絡一致を圖らうとする叫であり、兒童の仕事を將來の生活に結合させることが必要であるとの力説である。即ち教科目教材に於ては、現代社會の實際に適切なものを選び、これを實生活の立場から取扱はうとするのである。例へば、修身では公民養成の教材、實業道德などに意を注ぎ、國語では読み方、話し方の力を養ふことに努め、地理では政治地理、商業地理の材料を多くし、且郷土の産業との連絡に注意し、歴史では現代の社會生活と交渉させ、數學、理科では産業と連絡を保ち、また、教授訓練の方法では、協同作業によつて社會的精神を涵養し、自治的施設によつて、公民的精神を涵養しようとすることに努力するやうなことである。

かやうに、學校の中に社會の精神を取入れるとともに、近來また學校を以て社會教育の一機關とし、學校の器具設備

學校開放運
動

を公開して社會に教育的影響を與へ、且社會と學校の實際の連絡を計らうとする學校開放運動が起つて來た。これによつて社會一般を教育して、學校と社會を近接することは、學校教育の能率を擧げる上に於ても必要である。かの不良少年少女の出現などは、家庭の不良なものによることが多いとともに、一面社會の不良なものに原因することも少なくない。そして、社會の讀物施設などは善惡兩面の感化影響を與へるから、知育、體育の方面に於ても、學校及び家庭は社會的境遇の状態を考慮しなければならぬ。社會に於て良い境遇を作り、善い指導を與へるものが即ち社會教育の機關である。父母、教師はこれと連絡して、教育の効果を増大することに努めなければならぬ。

社會教育の
意義

第二章 社會教育の性質

社會教育は、一般公衆を教化する目的で、各種の施設によつて知育・徳育・體育を施し、各人の知情意の圓滿な發達を圖るものである。「世界は大學校である。」といふ言葉の通り、元來自然界及び社會は何人にも教育的影響を與へるものであるが、特にその影響を大きくするため、意識的に諸種の機關施設によつて教化を施すのが社會教育である。

社會教育は、家庭教育・學校教育のやうに、特定の主體と客體を有しないが、圖書館員講演會講師體育會指導者などは、具體的影響を與へる主體で、その説を聽き指導を受けるものは客體である。この客體である各個人は、社會の施設する諸種の教育機關を自由に利用するやうに注意すべきである。或教育學者は、凡べての人は教育の主體で、職業的教

育者以外のものは臨機的教育者である。一切の人が他に教育的影響を及ぼすことを意識して、各自その行動を慎むべきである。」と説いてゐる。社會的境遇が知らず識らずの間に人を感化する力は實に大きい。これ主體と客體が特定のでない社會教育に對しても、教育上大いに考慮を拂はなければならぬ所以である。

第三章 社會教育の施設

第一節 知 育

社會現時の文明に於て、人智は日に月に進歩發達するから、人は單に家庭や學校での學習だけに満足しないで、絶えず新進の文化に浴するやうに注意し、圖書雜誌新聞等の閲讀、各種の講演講習旅行見學等によつて、自己の知識を増大

することに努めなければならぬ。社會教育は家庭・學校の教育のやうに直接的でないから、自ら進んでこれを善用利用しなければならぬ。知育上注意すべき施設は凡そ左の如くである。

巡回文庫

一、圖書館 圖書館は近時非常に發達した。「圖書館教育」といふ言葉が用ひられるやうになつたのは、圖書館が社會教育上重要な施設であることを示すものである。今や多くの大學附屬圖書館も開放されようとし、一般公衆のために、は特に通信圖書館を設け、兒童のためには兒童圖書館の設備がある。また巡回文庫によつて自由に圖書の貸與も行はれるやうになつた。

二、博物館・動物園・植物園・水族館・展覽會・共進會 此等はどれも知見を弘め、趣味を養ふ機關として重要である。

大學擴張運動

三、講演會・講習會・通信教授(講義録) 此等が知育の増進に貢獻する力もまた頗る大きい。大學擴張運動は講習會の一種で、米國では、連續した夏季講習會で、大學と同程度の講義を行ひ、正規の卒業と同じ資格を與へる施設を見るやうになつた。通信教授・巡回教授等による大學擴張運動は、社會教育上望ましい施設である。世界大戰後、英國などで、成人教育と稱し、労働者等に大學程度の教育を與へる施設が盛になつた。

第二節 德育

德育上に於ける社會教育の力もまた頗る大きい。高僧・碩學の講話が民衆の徳化に偉大な影響を與へたことは、歴史の明示するところである。我が國の儒者・心學者の社會教化は、知育よりは德育に於て見るべきものがあつた。現

今では、(一)倫理宗教に關する講演會、通信教授等は、社會教育の一種で、また(二)劇場、寄席等も社會教育の機關ではあるが、我が國では、まだ人氣に投じようとして、惡影響を與へるものが少くないから、これは十分改善すべきである。近時、當局者が社會教育の方面からこの點に注意するやうになつたのは喜ぶべきである。

第三節 體育

體育に關しては、公開體育場、體育會、演武場、公園に於ける運動場の施設等がある。更に、近來、學校運動場も一般民衆のために開放されようとしてゐる。學校の休業中または放課後に運動場を開放し、指導教師を委嘱して、諸種の運動を行はせるのは適切な施設である。

この他、青年會、處女會等も知識、道德、身體の修養を計る重

少年義勇團

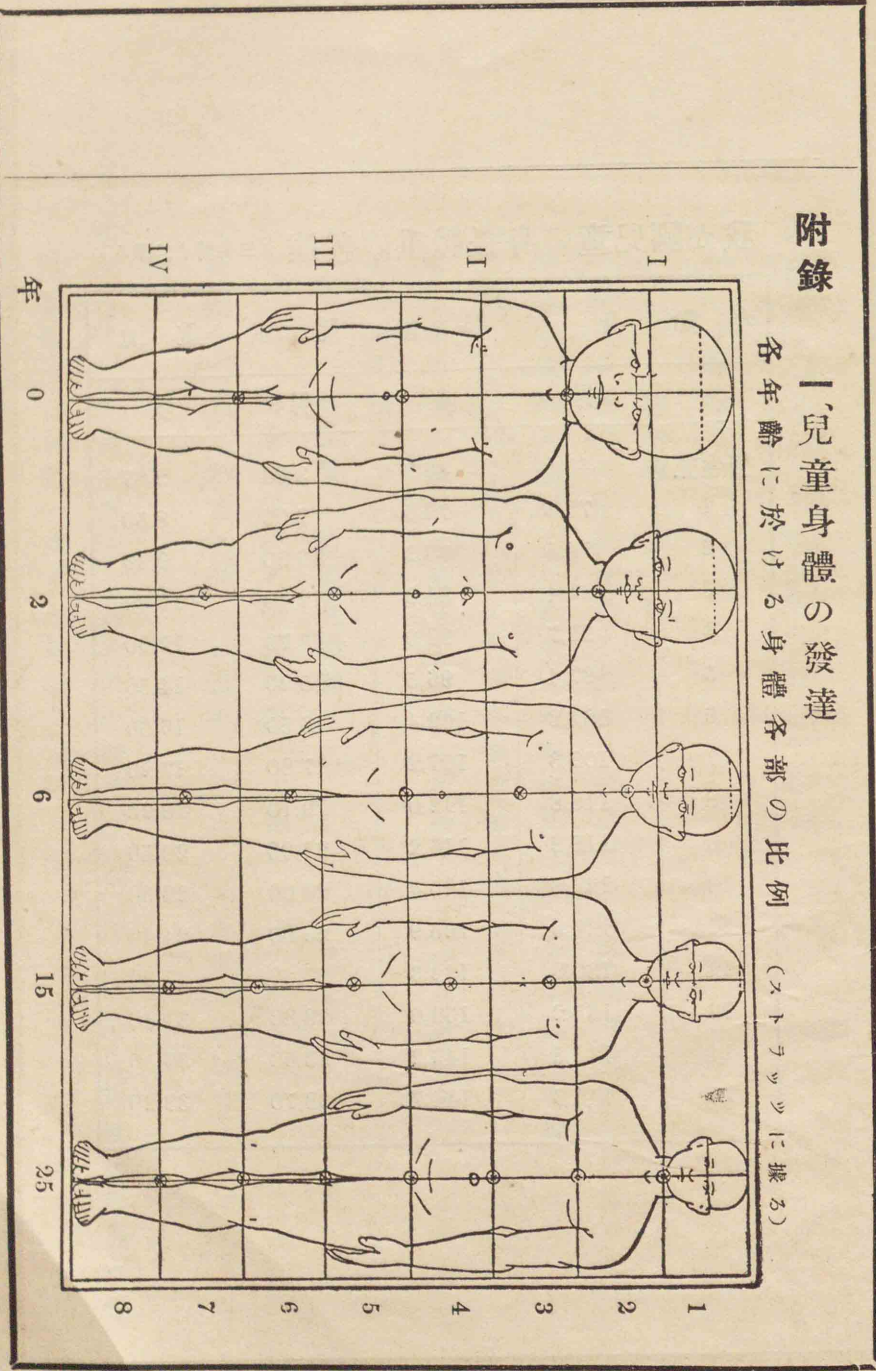
要な機關である。近時、少年義勇團、少女野營團なども組織されて、漸次盛にならうとしてゐる。少年義勇團は自然に親しみ、自然の事柄を理解することを目的とするとともに、身體を強健にし、剛毅秩序の精神を養ふことを任務とするもので、少女野營團は少女に適用するもので、同じく天幕生活によつて身體を鍛鍊し、自然の事柄によつて、學科を學び家事を實習する組織である。これらの試みは健實な社會教育として、少年、少女、青年の男女をして、社會の惡風から遠ざけ、心身を鍛鍊させる有益な施設である。

少女野營團

新制女子教育學 終

附錄

一、兒童身體の發達
各年齡に於ける身體各部の比例 (ヌトラッツに據る)



我が國兒童の身長體重の發達 (三島博士に據る)

| 年 齡 | 身 長 櫃 | | 體 重 砵 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 初生兒 | 49,1 | 48,7 | 3,04 | 2,87 |
| 1 | 73,5 | 72,9 | 9,00 | 8,50 |
| 2 | 79,5 | 78,9 | 10,80 | 9,90 |
| 3 | 85,4 | 84,9 | 12,40 | 11,50 |
| 4 | 91,7 | 91,0 | 13,70 | 12,90 |
| 5 | 97,4 | 96,5 | 15,20 | 14,50 |
| 6 | 102,8 | 102,4 | 16,50 | 16,00 |
| 7 | 108,3 | 107,2 | 17,80 | 17,20 |
| 8 | 113,8 | 112,0 | 19,10 | 18,70 |
| 9 | 118,3 | 116,2 | 21,00 | 20,50 |
| 10 | 122,8 | 120,4 | 23,00 | 22,30 |
| 11 | 127,0 | 125,9 | 25,00 | 24,40 |
| 12 | 130,8 | 132,3 | 27,20 | 27,80 |
| 13 | 135,2 | 139,0 | 29,80 | 31,40 |
| 14 | 141,5 | 143,2 | 33,60 | 36,50 |
| 15 | 146,3 | 144,7 | 38,70 | 38,20 |

附 錄 二、小學教育關係法規抄

一 小學校令 (要摘)

第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎
 並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常
 高等小學校トス

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ

得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱
 歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項教科目ノ外手工、農業、商業、女兒ノ爲ニハ家事ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外圖畫、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前二項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第五章 就 學

第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

二 小學校令施行規則

第一章 教科及編制

(第二條以下要旨ノミヲ掲グ)

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコト

ヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益
セシコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道
徳ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想
ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ
思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

第五條 日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ
以テ要旨トス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ状態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シ
メ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要
旨トス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ

其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ
自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美
感ヲ養フヲ以テ要旨トス

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ
涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシ
メ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規
律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約
利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長
シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤
勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第九章 幼稚園及小學校ニ類スル各種學校

第一百九十五條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第一百九十六條 幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメシムコトヲ務ムヘシ

第一百九十七條 幼兒保育ノ項目ハ遊戲唱歌談話及手技トス

第二百三條 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得

第二百四條 幼稚園ニ於テ幼兒ヲ保育スル者ヲ保姆トス

保姆ハ女子ニシテ小學校ノ本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有ス

ル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百四條ノ二 保姆ノ免許ヲ得ルニ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ
檢定ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第二百六條 幼稚園ノ幼兒數ハ約百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第二百七條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第二百八條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

一 建物ハ平家造トシ保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ

二 保育室ノ大ハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス

三 遊園ハ幼兒一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス

四 恩物、繪畫、遊戲道具、樂器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器其ノ他必要ナル器具ヲ備フヘシ

五 敷地、飲料水及採光窓ニ關シテハ小學校ノ例ニ依ルヘシ

| 計 | 裁縫 | 體操 | 唱歌 | 第六號表 | | |
|---|-------------|------------|----------------------|------|---|----|
| | | | | 女 | 男 | 計 |
| 二 | 四 | 三 | 一 | 二 | 二 | 四 |
| 八 | 十六 | 十二 | 四 | 八 | 八 | 十六 |
| 女 | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁 | 遊教體 戲練操 | (單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌) | 二 | 二 | 四 |
| 男 | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁 | 遊教體 戲練操 | (單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌) | 二 | 二 | 四 |
| 計 | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁 | 遊教體 戲練操 | (單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌) | 四 | 四 | 八 |

| 科目 | 授時數 | 第六號表 | | |
|------|-----|------|---|----|
| | | 女 | 男 | 計 |
| 第一學年 | 二 | 二 | 二 | 四 |
| 第二學年 | 二 | 二 | 二 | 四 |
| 第三學年 | 二 | 二 | 二 | 四 |
| 修身 | 二 | 二 | 二 | 四 |
| 國語 | 八 | 八 | 八 | 十六 |
| 算術 | 四 | 四 | 四 | 八 |
| 日本歷史 | 二 | 二 | 二 | 四 |
| 地理 | 二 | 二 | 二 | 四 |
| 理科 | 二 | 二 | 二 | 四 |

| 計 | 裁縫 | 體操 | 唱歌 | 第六號表 | | |
|---|-------------|------------|----------------------|------|---|----|
| | | | | 女 | 男 | 計 |
| 二 | 四 | 三 | 一 | 二 | 二 | 四 |
| 八 | 十六 | 十二 | 四 | 八 | 八 | 十六 |
| 女 | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁 | 遊教體 戲練操 | (單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌) | 二 | 二 | 四 |
| 男 | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁 | 遊教體 戲練操 | (單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌) | 二 | 二 | 四 |
| 計 | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁 | 遊教體 戲練操 | (單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌) | 四 | 四 | 八 |

大正十年十一月二十五日發行
 大正十一年一月二十八日訂正再版發行
 大正十三年四月十八日修正三版發行
 大正十三年四月十五日修正三版印刷
 大正十三年四月二十五日修正再版印刷
 大正十三年十月十四日訂正四版發行
 大正十三年十月十一日訂正四版印刷

新女子教育學
 十四年度 臨時定價
 定價金四拾四錢
 金七拾九錢

著者 入澤宗壽

發行者 株式會社 東京開成館

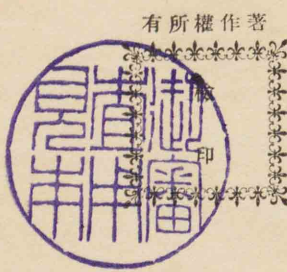
代表者 渡邊良助

出雲寶太郎

株式會社 東京開成館

振替貯金口座東京第五三三三番

發行所
 三木佐助
 大阪市東區北久寶寺町心齋橋通角
 三木佐助
 東京市日本橋區數寄屋町九番地
 林平次郎



著作權所有

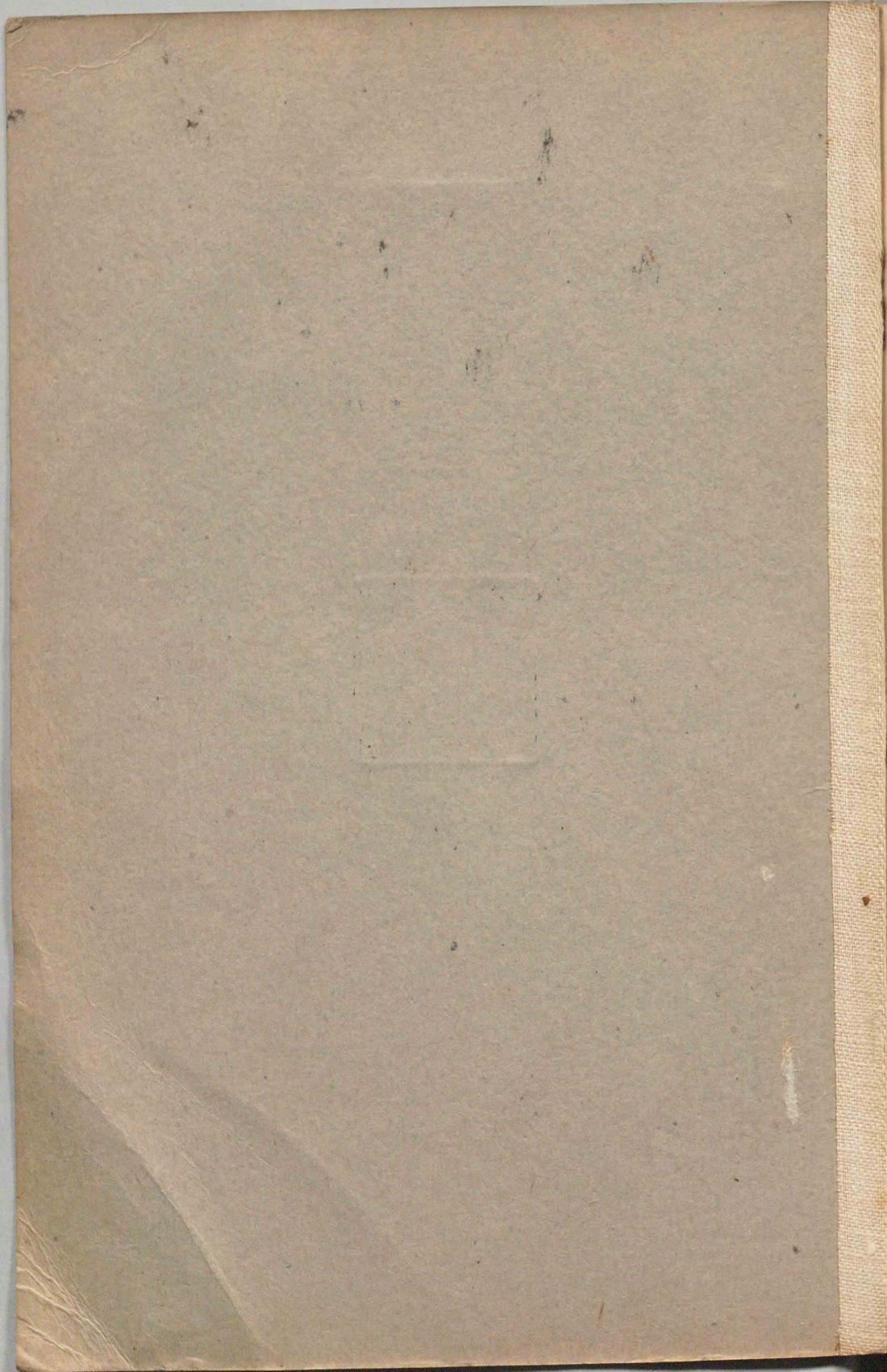


Table of Contents (Table of Contents)

| Page | Chapter |
|------|--------------|
| 1 | Introduction |
| 2 | Chapter 1 |
| 3 | Chapter 2 |
| 4 | Chapter 3 |
| 5 | Chapter 4 |
| 6 | Chapter 5 |
| 7 | Chapter 6 |
| 8 | Chapter 7 |
| 9 | Chapter 8 |
| 10 | Chapter 9 |
| 11 | Chapter 10 |
| 12 | Chapter 11 |
| 13 | Chapter 12 |
| 14 | Chapter 13 |
| 15 | Chapter 14 |
| 16 | Chapter 15 |
| 17 | Chapter 16 |
| 18 | Chapter 17 |
| 19 | Chapter 18 |
| 20 | Chapter 19 |
| 21 | Chapter 20 |
| 22 | Chapter 21 |
| 23 | Chapter 22 |
| 24 | Chapter 23 |
| 25 | Chapter 24 |
| 26 | Chapter 25 |
| 27 | Chapter 26 |
| 28 | Chapter 27 |
| 29 | Chapter 28 |
| 30 | Chapter 29 |
| 31 | Chapter 30 |
| 32 | Chapter 31 |
| 33 | Chapter 32 |
| 34 | Chapter 33 |
| 35 | Chapter 34 |
| 36 | Chapter 35 |
| 37 | Chapter 36 |
| 38 | Chapter 37 |
| 39 | Chapter 38 |
| 40 | Chapter 39 |
| 41 | Chapter 40 |
| 42 | Chapter 41 |
| 43 | Chapter 42 |
| 44 | Chapter 43 |
| 45 | Chapter 44 |
| 46 | Chapter 45 |
| 47 | Chapter 46 |
| 48 | Chapter 47 |
| 49 | Chapter 48 |
| 50 | Chapter 49 |
| 51 | Chapter 50 |
| 52 | Chapter 51 |
| 53 | Chapter 52 |
| 54 | Chapter 53 |
| 55 | Chapter 54 |
| 56 | Chapter 55 |
| 57 | Chapter 56 |
| 58 | Chapter 57 |
| 59 | Chapter 58 |
| 60 | Chapter 59 |
| 61 | Chapter 60 |
| 62 | Chapter 61 |
| 63 | Chapter 62 |
| 64 | Chapter 63 |
| 65 | Chapter 64 |
| 66 | Chapter 65 |
| 67 | Chapter 66 |
| 68 | Chapter 67 |
| 69 | Chapter 68 |
| 70 | Chapter 69 |
| 71 | Chapter 70 |
| 72 | Chapter 71 |
| 73 | Chapter 72 |
| 74 | Chapter 73 |
| 75 | Chapter 74 |
| 76 | Chapter 75 |
| 77 | Chapter 76 |
| 78 | Chapter 77 |
| 79 | Chapter 78 |
| 80 | Chapter 79 |
| 81 | Chapter 80 |
| 82 | Chapter 81 |
| 83 | Chapter 82 |
| 84 | Chapter 83 |
| 85 | Chapter 84 |
| 86 | Chapter 85 |
| 87 | Chapter 86 |
| 88 | Chapter 87 |
| 89 | Chapter 88 |
| 90 | Chapter 89 |
| 91 | Chapter 90 |
| 92 | Chapter 91 |
| 93 | Chapter 92 |
| 94 | Chapter 93 |
| 95 | Chapter 94 |
| 96 | Chapter 95 |
| 97 | Chapter 96 |
| 98 | Chapter 97 |
| 99 | Chapter 98 |
| 100 | Chapter 99 |
| 101 | Chapter 100 |



広島大学図書

2000053590



庫
24
590